

茨木市 公共施設最適化方針

令和3年（2021年）3月



目 次

第1章 最適化方針の位置付け等.....	1
1-1 目的・背景	1
1-2 最適化方針の位置付け.....	2
1-3 対象施設及び対象期間.....	3
1-3-1 対象施設.....	3
1-3-2 対象期間.....	4
1-4 人口の推移	4
第2章 最適化に係る基本的な考え方.....	5
2-1 取組手法	5
2-2 基本的な考え方.....	7
2-3 2つの推進方針.....	8
2-3-1 推進方針1：施設機能の全体最適化.....	8
2-3-2 推進方針2：管理運営の適正化.....	11
2-4 取組を支える基盤.....	13
2-4-1 情報の一元化.....	13
2-4-2 公共施設評価の定期的な実施.....	13
2-4-3 市民への情報提供と市民参加.....	13
2-5 事業化に向けたプロセス.....	14
2-5-1 全庁的検討による案件形成.....	14
2-5-2 最適化実行計画の策定.....	14
第3章 施設機能類型ごとの今後の方向性.....	15
3-1 公共施設評価（平成30年度実施）	15
3-1-1 概要	15
3-1-2 評価項目.....	15
3-1-3 評価結果の取扱い.....	15
3-2 施設機能類型及び施設一覧.....	16
3-3 「各類型の今後の方向性」の見方.....	19
3-3-1 庁舎	19
3-4 各類型の今後の方向性.....	20
3-4-1 庁舎	20

3-4-2 出張所.....	21
3-4-3 コミュニティセンター.....	22
3-4-4 文化会館.....	23
3-4-5 人権施設.....	24
3-4-6 生涯学習・市民活動施設.....	25
3-4-7 文学・芸術施設.....	26
3-4-8 消費生活センター.....	27
3-4-9 スポーツ施設.....	28
3-4-10 高齢者支援施設.....	29
3-4-11 障害福祉施設.....	30
3-4-12 保健医療施設.....	31
3-4-13 学童保育室.....	32
3-4-14 保育施設.....	33
3-4-15 子育て支援・母子保健施設.....	34
3-4-16 児童発達支援施設.....	35
3-4-17 環境・衛生施設.....	36
3-4-18 農林業施設.....	37
3-4-19 市営住宅.....	38
3-4-20 市営駐車場等.....	39
3-4-21 消防施設.....	40
3-4-22 幼稚園.....	41
3-4-23 学校.....	42
3-4-24 教育センター.....	43
3-4-25 図書館.....	44
3-4-26 公民館.....	45
3-4-27 青少年健全育成施設.....	46
3-4-28 文化財施設.....	47

第1章 最適化方針の位置付け等

1-1 目的・背景

本市では、主に昭和40年代から50年代にかけて、急激な人口増加や行政需要の拡大に伴い、多くの公共施設等（公共建築物及びインフラ施設）を整備してきました。これらの公共施設等の老朽化が進行する中、本市では、将来の人口減少や人口構造の変化等を見据えた中長期的な視点をもって、効率的で効果的な公共施設等の保全・更新等に係る総合的かつ計画的な取組を一層進めるため、平成29年3月に「公共施設等マネジメント基本方針」を策定しました。

公共施設等マネジメント基本方針では、地域や市域全体の最適化を図る「全体最適化」の観点から、個々の施設の必要性や役割、機能などのあり方を検討し、老朽化対策と併せて、複合化・多機能化、統廃合等を含めた、時代の要請に応える見直しを推進することとしています。

「茨木市公共施設最適化方針（以下「最適化方針」といいます。）」は、市民ニーズや社会情勢の変化を捉えた中長期的な視点から、施設機能の全体最適化及び既存施設の有効活用を推進するための、公共施設の機能配置、施設規模、提供サービス等の適正化に係る取組方針です。

本市では、市民の安全・安心で豊かな生活を支え、将来、大規模災害や感染症の拡大等の不測の事態に見舞われた際にも、常に市民に寄り添ったサービスを提供し続けられるよう、最適化方針及び令和元年度に策定した「茨木市公共施設保全方針（以下「保全方針」といいます。）」に基づき、公共施設等マネジメント基本方針の基本理念に掲げる「安全で快適な市民生活の確保とまちの持続的発展の実現」に向けた計画的な取組を推進していきます。

1-2 最適化方針の位置付け

最適化方針は、公共施設等マネジメント基本方針の下位方針に位置付けられ、主に同方針の公共建築物に係る基本方針「施設の有効活用と全体最適化」及び「多様な主体との連携の推進」の実現に向けた、公共施設の構成要素であるハード（敷地、建物）及びソフト（施設機能、サービス）のうち、ソフト面に係る方針として策定するものです。

ハード面に係る方針として令和元年度に策定した保全方針とは相互連携関係にあり、最適化方針に基づき施設配置や管理運営の適正化を進めていく中で、今後も継続使用する建物については、保全方針に基づく適切な保全を図ります。また、保全方針に基づく取組において、今後の継続使用が困難であるとされた建物については、建替等の機会を捉え、最適化方針に基づく施設機能の適正化を図るものとします。

最適化方針及び保全方針に基づく事業計画は「個別施設計画」としてとりまとめ、以降、定期的な改定を実施していきます。

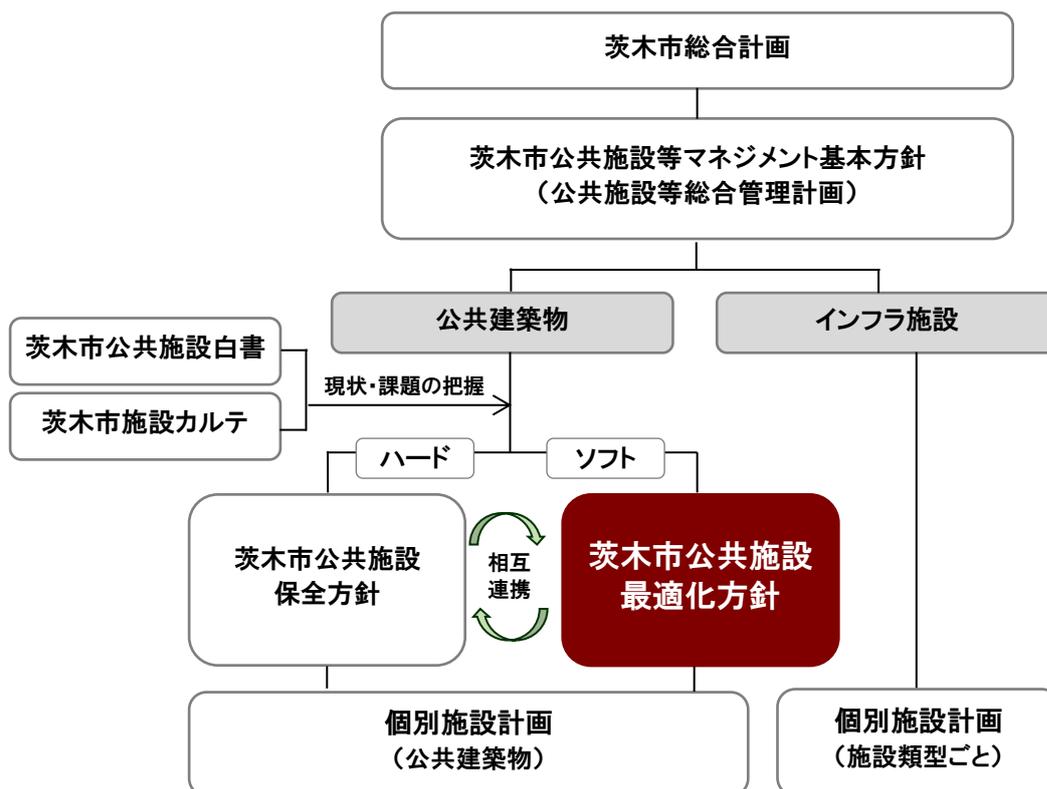


図 1-1 最適化方針の位置づけ

1-3 対象施設及び対象期間

1-3-1 対象施設

最適化方針は、一般会計に属する公共施設 378 施設のうち、次の施設を除く 261 施設を対象とします。

【対象外とする施設】

- (1) 附属的な建物（便所、管理棟等）や倉庫等のみで構成される施設
- (2) 行政目的で使用していない施設（普通財産）

表 1-1 最適化方針の対象となる公共施設の一覧

施設大分類	施設中分類	施設数	施設面積 [m2]	構成率	施設小分類	施設数	施設面積 [m2]	構成率
庁舎等	庁舎等	4	33,675	4.9%	庁舎	3	33,524	4.9%
					出張所	1	151	0.0%
市民文化施設	コミュニティセンター	18	15,466	2.3%	コミュニティセンター	18	15,466	2.3%
					文化会館	2	14,764	2.2%
	人権施設	7	11,398	1.7%	いのち・愛・ゆめセンター	6	7,779	1.1%
					男女共生センター	1	3,619	0.5%
	その他市民文化施設	7	12,567	1.8%	生涯学習・市民活動施設	3	11,566	1.7%
					文学・芸術施設	3	774	0.1%
スポーツ施設	スポーツ施設	11	40,465	5.9%	消費生活センター	1	227	0.0%
					体育館	5	18,932	2.8%
					プール	3	15,601	2.3%
					運動広場	2	2,353	0.3%
					忍頂寺スポーツ公園	1	3,580	0.5%
福祉施設	高齢者支援施設	7	9,034	1.3%	多世代交流センター等	6	8,334	1.2%
					シルバーワークプラザ	1	700	0.1%
	障害福祉施設	3	7,410	1.1%	障害福祉施設	3	7,410	1.1%
					保健医療センター	1	5,104	0.7%
こども育成施設	学童保育室	30	5,148	0.7%	学童保育室	30	5,148	0.7%
					保育施設	8	6,447	0.9%
	待機児童保育室	2	2,723	0.4%				
	小規模保育施設	1	222	0.0%				
	子育て支援センター	2	1,240	0.2%				
	その他こども育成施設	5	4,730	0.7%	こども健康センター	1	2,011	0.3%
児童発達支援施設					2	1,479	0.2%	
環境・衛生施設	環境・衛生施設	2	46,024	6.7%	ごみ・屎処理施設	1	42,585	6.2%
					畜場	1	3,439	0.5%
産業振興施設	農林業施設	3	1,739	0.3%	ふれあい農園	2	196	0.0%
					里山センター	1	1,543	0.2%
市営住宅	市営住宅	3	27,299	4.0%	市営住宅	3	27,299	4.0%
交通安全施設	市営駐車場等	24	37,805	5.5%	市営駐車場	23	37,793	5.5%
					放置自転車保管事務所	1	12	0.0%
消防施設	消防施設	31	8,511	1.2%	消防本部・消防署・消防分署	8	7,382	1.1%
					消防団屯所	23	1,128	0.2%
教育施設	幼稚園	13	10,259	1.5%	幼稚園	13	10,259	1.5%
					学校	46	351,757	51.2%
	中学校	14	121,181	17.6%				
	教育センター	2	2,015	0.3%	教育センター	2	2,015	0.3%
社会教育施設	図書館	13	12,667	1.8%	図書館	5	11,980	1.7%
					分室	8	686	0.1%
	公民館	16	10,839	1.6%	公民館	16	10,839	1.6%
					青少年センター	1	3,290	0.5%
	文化財施設	3	4,890	0.7%	青少年野外活動センター	1	3,296	0.5%
文化財施設	3	4,890	0.7%	文化財施設	3	4,890	0.7%	
総計		261	686,596	100.0%		261	686,596	100.0%

令和2年4月1日現在

1-3-2 対象期間

今後40年間(令和3年度から令和42年度まで)の長期的視点から策定しますが、施設の劣化状況や社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとしします。

1-4 人口の推移

令和元年度に策定した「第5次茨木市総合計画後期基本計画」における将来推計では、本市の総人口は、2025年に28.4万人でピークとなり、その後減少に転じ、2045年には26.6万人となることを推計しています。

年齢3区別にみると、老年人口(65歳以上)は一貫して増加する見込みであり、生産年齢人口(15歳以上64歳以下)と年少人口(14歳以下)は減少傾向が継続する見込みです。2040年には概ね3人に1人が65歳以上の高齢者になることが予想されます。

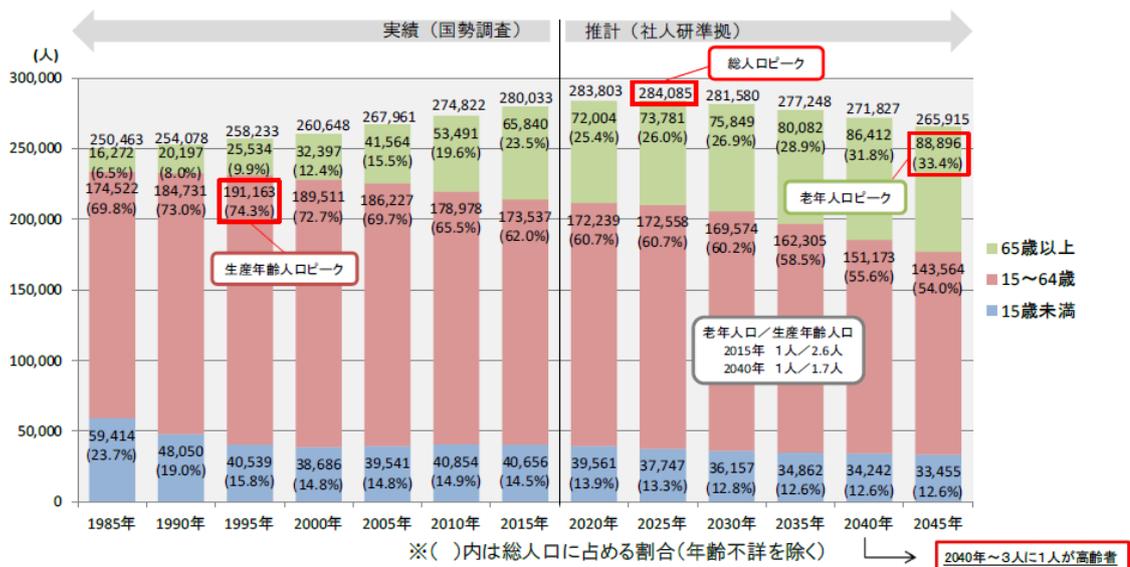


図 1-2 人口の推移及び将来推計(後期基本計画)

第2章 最適化に係る基本的な考え方

2-1 取組手法

公共施設は、その構成要素として、大きくハード（敷地、建物）とソフト（施設機能、提供サービス）に分けることができます。

本市では、建物の築年数、性能等といったハード面に関わらず、施設で提供する市民サービスの規模や提供場所の見直し等、表2-1に示す手法の組合せによるソフト面の継続的な見直しに取り組むことにより、既存ハードの最適利用を図り、変化し続ける市民ニーズに的確に対応します。

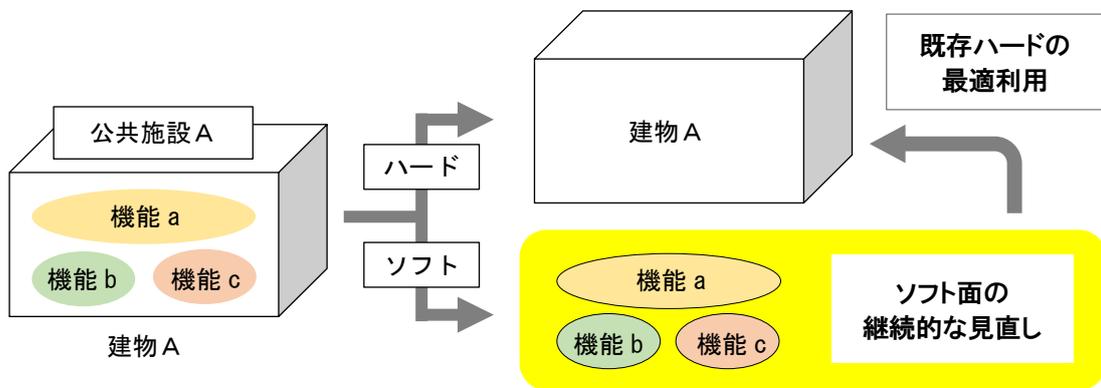


図 2-1 ソフトとハードの切分け

表 2-1 ソフト面の最適化の手法

手法	説明	取組例のイメージ図※
改善	より効率的で効果的な施設運営となるよう、創意工夫により管理運営の適正化を行うこと。	<p>施設機能の内容や規模は変更せず、サービス水準の向上や管理運営の効率化を図る。</p>
縮小	施設機能の内容・規模を縮小すること。	<p>施設機能 a を縮小。生まれたスペースに、新たな施設機能 b を配置。</p>
拡大	施設機能の内容・規模を拡大すること。	<p>施設機能 b を縮小。生まれたスペースを利用し、施設機能 a を拡大。</p>

※図は各手法を活用した取組の一例を示すものです。

手法	説明	取組例のイメージ図※
移 転	施設機能を別の場所に移すこと。	<p>施設機能 b を移転。生まれたスペースを利用し、施設機能 a を拡大。</p>
廃 止	施設機能を廃止すること。	<p>施設機能 a を廃止。生まれたスペースに、新たな施設機能 b 及び c を配置。</p>
集約化 (機能集約)	移転により、同種または類似の機能を有する既存施設を、一体の施設として整備すること。	<p>建物の建替に併せて施設機能 a を集約化。生まれたスペースに新たな施設機能 c を配置</p>
集約化 (統廃合)	同種または類似の機能を有する既存施設を、一方の施設機能を廃止して統合すること。	<p>同種の施設機能 a を、統合先の施設規模を拡大することなく統合。役割を終えた建物は除却。</p>
複合化	機能が異なる複数の施設を一体の施設として整備すること。	<p>建物の建替に併せて施設機能 a 及び b を複合化。役割を終えた建物は除却。</p>
多機能化	複合化に加え、用途部分の共有利用を行うこと。	<p>建物の建替に併せて施設機能 a 及び b を多機能化し、新たな施設機能 c を複合化。役割を終えた建物は除却。</p>
民営化	当該施設の運営及びサービス提供の担い手を市から民間事業者 ¹ に移行すること。	<p>サービス提供主体</p>

※図は各手法を活用した取組の一例を示すものです。

¹ 民間事業者 株式会社、有限会社、NPO 法人、公益法人等をいう。

2-2 基本的な考え方

本市では、施設類型を横断する「2つの推進方針」を組み合わせ、第3章に示す「施設類型ごとの今後の方向性」に沿った取組を推進することにより、公共施設等マネジメント基本方針の基本理念に掲げる「安全で快適な市民生活の確保とまちの持続的発展」を実現し、本市総合計画の推進及びSDGs²の目標達成につなげます。

また、「取組を支える基盤」作りに継続的に取り組むほか、「事業化に向けたプロセス」に沿った検討により、最適化の取組の実現を図ります。

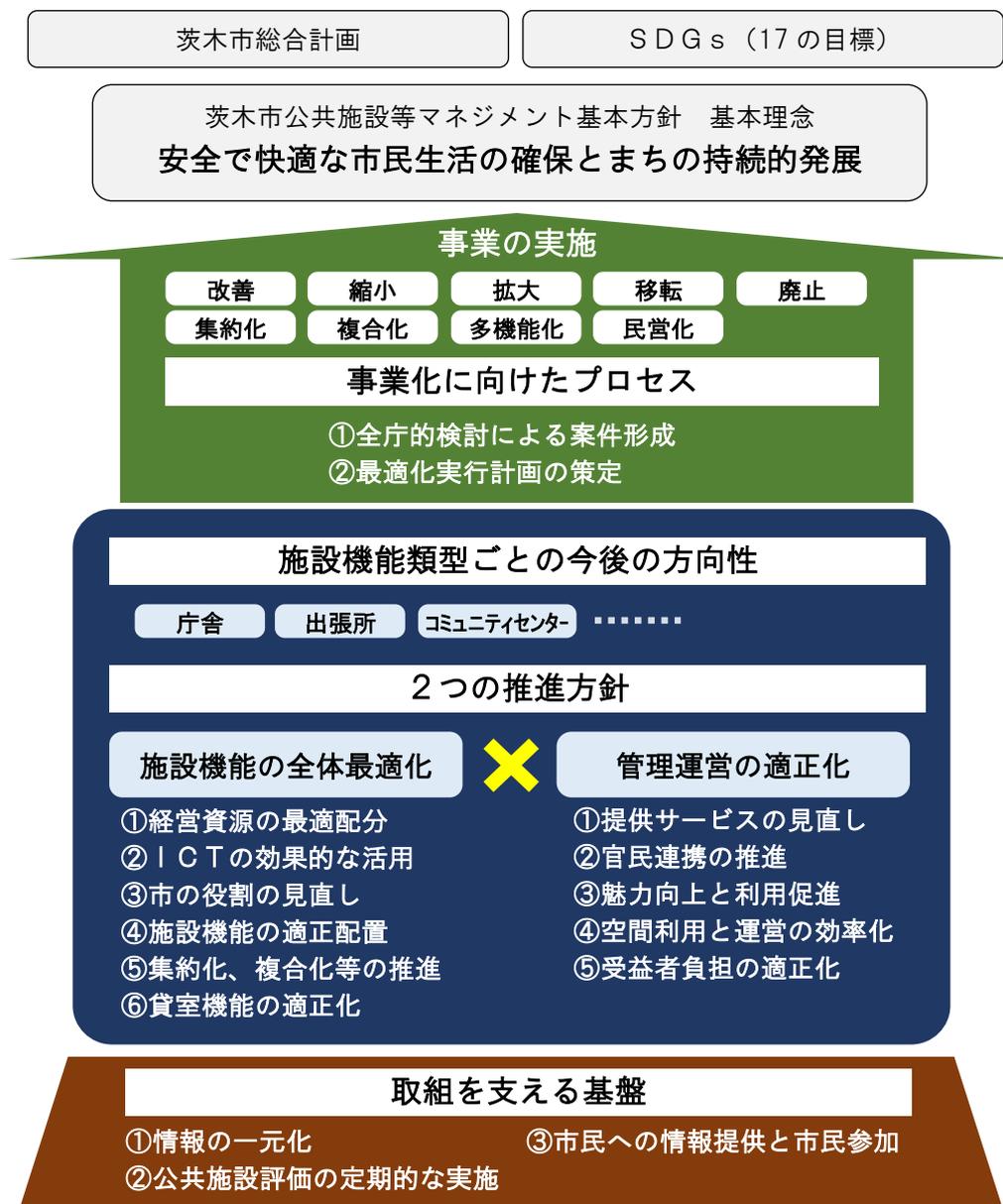


図 2-2 最適化に係る基本的な考え方

² SDGs 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。2015年の国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標。

2-3 2つの推進方針

2-3-1 推進方針1：施設機能の全体最適化

- 整備からの時間経過に伴い、施設を取り巻く環境や人々の生活スタイルの変化により、それぞれの施設に求められる役割は変化しています。
- 俯瞰的かつ中長期的な視点から、施設における市民サービスの内容や規模、提供場所等の見直しを行う「全体最適化」に継続的に取り組むことにより、変化し続ける市民ニーズに的確に対応します。

(1) 経営資源の最適配分

市民ニーズの多様化や社会情勢の変化に伴い、今後も、本市が基礎自治体として対応すべき行政課題は絶えず変化していきます。

少子高齢化の更なる進行や人口減少が予想される中であっても、市民福祉の一層の充実や市の魅力、にぎわいの向上を実現するため、本市では、「全体最適化」の視点から、個々の公共施設が担うべき役割を継続的に見直し、市政運営に係る経営資源（ヒト、モノ、カネ等）の配分の最適化を図ります。

(2) ICTの効果的な活用

本市では、これまでもICTを活用した市民サービス向上の取組を推進してきましたが、新型コロナウイルスを契機とした感染症拡大防止の観点からも、さらに加速化した取組が求められています。

ICTの活用により、従来は公共施設において対面で行っていた手続きやサービスのオンライン化、キャッシュレス決済³等を推進し、DX⁴による市民の暮らしや市民サービスの質的充実、業務効率の向上を図るとともに、公共施設に余裕空間を生みだし、その利活用を図ります。

また、データ分析等を通じて、市民ニーズの経年変化の分析や将来予測を行い、施設機能や実施事業、施設規模の見直し等につなげることにより、効率的で効果的なサービスの提供につなげます。

(3) 市の役割の見直し

施設整備当時からの時代の変化を捉え、民間事業者をはじめとする他の主体と連携、役割分担の見直しを図ることにより、より効率的で効果的な行財政運営が可能となる施設については、市が果たす役割の見直しを行います。

³ **キャッシュレス決済** 紙幣や硬貨を使用せず、クレジットカードや電子マネー、口座振替等を利用して支払いや受取りを行う決済方法。

⁴ **DX** デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術を通じて社会・経済・生活等をより良い方向へ導くこと。

◎民営化等

サービスの提供主体を民間事業者に移行する「民営化」を効果的に行うことにより、市の財政的及び人的な負担軽減のほか、民間の施設やノウハウの活用によるサービス水準の向上が期待できます。

本市の施設と同種のサービスが民間事業者において提供されている場合には、市が果たすべき役割を慎重に検討したうえで、市民サービスが低下しないよう十分留意しつつ、施設機能の一部または全部の民営化を検討します。また、民間施設でサービスが充足している場合には、施設機能の廃止を含めた検討を行います。

◎代替サービスへの移行

民間事業者等が提供するサービスやICTの活用により、現在、施設で提供している市民サービスが代替可能であり、サービスの質の向上や経費節減につながるものについては、代替サービスの導入による施設機能の見直しを検討します。

表 2-2 他の自治体において導入事例のある代替サービスの例

類型	代替サービス※
庁舎・出張所	・郵便局を活用した証明書発行等の窓口業務の実施 ・オンラインによる市役所本庁での遠隔相談対応
公営住宅	・民間賃貸住宅の借上げによる公営住宅の提供
小中学校	・民間スイミングスクール等を活用した小中学校水泳授業の実施

※他の自治体の取組事例を示すものであり、現時点で本市が検討・予定しているものではありません。

◎国や他の地方公共団体との連携

建物の建替等にあわせ、市内に立地している国、府の施設との複合化の可能性等を検討するほか、近隣自治体との共同設置や相互利用、サービス連携が可能な施設は、広域的な連携を推進し、市民サービスの向上と経費の節減につなげます。

(4) 施設機能の適正配置

各施設が想定する利用者の居住範囲（利用想定圏域）内に立地する、類似した機能を有する他の公共施設、民間施設、地域施設等の状況のほか、立地適正化計画等の本市の都市計画を踏まえ、個々の施設を「点」で捉えるのではなく、地域や市域全体といった「面」で捉えた施設配置の適正化を推進します。

施設の新規整備や建替を行う際には、構想段階で周辺施設のあり方を併せて検討するほか、状況に応じて民間施設の借上げや民間資金を活用した民間施設との合築等も検討することで、より効率的で効果的な市民サービスの提供につなげます。

(5) 集約化、複合化等の推進

同一機能の集約化や複数機能の複合化、多機能化等を行い、市民サービスを一体

的に提供することにより、次のような効果が期待できます。

- ◎ 施設利用者の利便性向上
- ◎ ロビー、機械室等の共有による空間の効率的活用、維持管理費の削減
- ◎ 施設機能相互の連携や相乗効果によるサービスや施設の魅力の向上
- ◎ 様々な利用目的を有する市民の来訪による施設利用の促進 など

今後は、施設機能の縮小、移転、建物の建替、新設等の機会を捉え、施設機能の集約化、複合化、多機能化等を推進します。新たな行政課題や市民ニーズには、既存施設への新たな機能の付加により対応することを基本としますが、新たに施設を整備する場合には、将来的に用途の変更が容易な構造とします。

集約化、複合化等を行う施設の立地場所は、利用者利便性や周辺環境のほか、各種ハザードマップにおける災害危険度、地域防災計画における防災対策上の位置付け等、総合的な視点から選定することとします。

(6) 貸室機能の適正化

本市では、これまで、様々な行政課題や地域課題の解決のため、会議室や和室、ホール等の貸室を有する施設を整備してきました。施設の設置目的等に応じて利用可能な利用者の範囲に違いがあるため、単純な比較はできませんが、平成30年度には約半数の施設が稼働率30%を下回るなど、稼働率に課題がある施設が多く、同一地域の同等規模の貸室でも利用状況は様々であるのが現状です。

一方で、稼働率が一定水準を超えると、利用したくても利用できない人が増加し、利用者満足度が低下する要因にもなります。今後は、貸室の適正稼働率を50%以上80%未満とし、施設予約システムの活用や用途に応じた部屋の提供等により、施設利用の一層の促進や平準化に努めるとともに、施設や諸室が果たす防災上の役割等を考慮しながら、地域ごとに必要な供給量を検討し、貸室数の適正化を図ります。

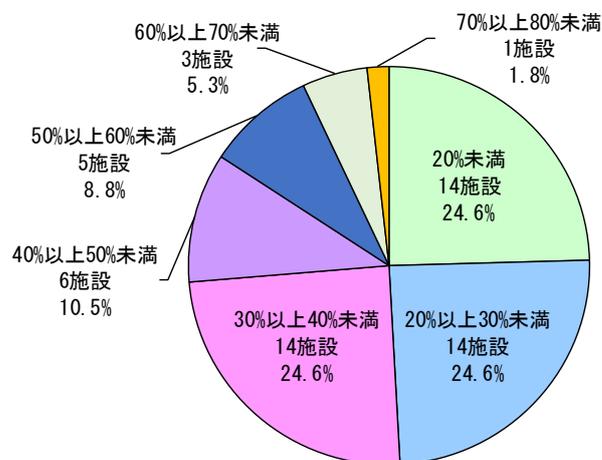


図 2-3 施設ごとの貸室稼働率（平成30年度実績）

2-3-2 推進方針2：管理運営の適正化

- 変化し続ける市民ニーズに的確に対応するため、個々の施設においては、実施事業や管理運営形態の見直しに継続的に取り組みます。
- 施設の魅力向上や利用促進に取り組むほか、余裕空間の利活用や創意工夫による新たな歳入の確保に努めます。

(1) 提供サービスの見直し

市民ニーズの変化を的確に把握し、施設の設置目的の効果的な実現を図るため、各施設で提供するサービスの質的・量的な見直しを検討し、継続的に実施事業の見直し（ビルド&スクラップ）に取り組むほか、開館日や開館時間、貸出時間区分等を柔軟に見直すことにより、施設利用者の利便性の向上を図ります。

また、利用可能な対象者が限定されている施設では、施設の設置目的や求められる役割を妨げない範囲で利用者範囲の拡大を検討し、より広範な市民の利用機会の創出による有効活用を図ります。

(2) 官民連携の推進

現在、指定管理者制度を導入しておらず、市が直接管理運営している施設については、制度導入により効率的な管理運営や施設の設置目的の効果的な達成が期待できる場合には、指定管理者制度の導入を検討するほか、サウンディング型市場調査⁵や民間提案制度⁶を活用し、民間事業者等のアイデアやノウハウを活かした、施設の維持管理、運営の水準や市民サービスの向上、経費の節減を図ります。

(3) 施設の魅力向上と利用促進

施設における市民サービスの充実や利用者満足度の向上に継続的に取り組むことにより、創意工夫による施設の魅力向上と利用促進に努めます。また、施設の認知度の向上に向け、積極的な情報提供や施設の魅力のPRに取り組めます。

指定管理者制度導入施設においては、指定管理者の募集の際に、利用促進施策の提案を求めること等により、民間のノウハウ等を活用したさらなる魅力向上と利用促進を図ります。

(4) 空間利用と運営の効率化

既存施設の建物、敷地における諸室、スペースの活用状況、利用頻度等を確認し、

⁵ サウンディング型市場調査 民間事業者等との意見交換等を通じ、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査。

⁶ 民間提案制度 民間事業者等から、公共施設の有効活用、管理運営等に係る自由な提案を募り、所定の審査を経て事業化する制度。

十分に活用できていない空間がある場合には、当該空間の使い方を見直します。

施設規模や空間利用の見直しにより生じた余裕空間は、新たな行政課題への対応や既存施設の機能拡充、移転等に活用するほか、減築⁷や民間事業者等への貸付等により、維持管理経費の節減、歳入確保等に繋がります。

また、各施設の維持管理、運営に必要なコストや維持管理水準の見える化を図り、類似施設間で比較、検討を行うことなどにより、コストや取組の改善を図るほか、施設を活用した広告事業やネーミングライツ事業など、常に新たな財源の確保に向けた創意工夫に努めます。

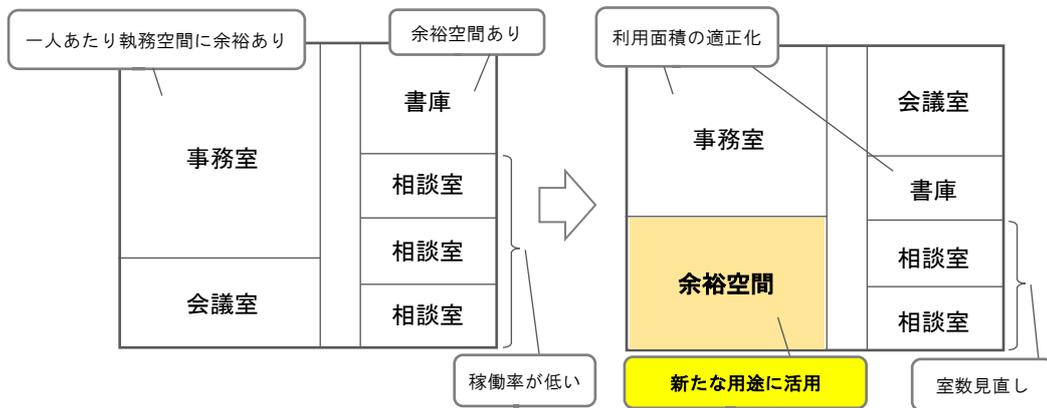


図 2-5 空間利用の見直しのイメージ

(5) 受益者負担の適正化

「受益者負担の原則⁸」に基づき、施設を利用する人としいない人（税負担）の公平性を図るため、これまでも施設使用料等の見直しを実施してきました。

今後も、施設の性質や利用状況、社会情勢の変化、民間サービスや近隣自治体の料金水準との乖離、老朽化に伴う保全経費の増加、建物等の取得に要した経費を含めた施設に係るフルコスト等、総合的な視点から、継続的に受益者負担の適正化を図ります。

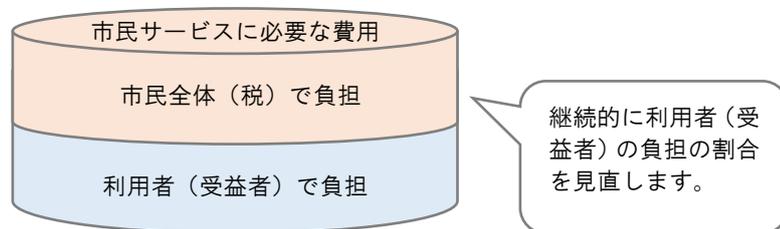


図 2-4 受益者負担のイメージ

⁷ 減築 施設の床面積を小さくして改修を行うこと。

⁸ 受益者負担の原則 サービスの利用等により利益を受けた者が、その利益の度合いに応じて、当該サービスの提供に要する費用を負担すべきであるという考え方

2-4 取組を支える基盤

- 「情報の収集・一元管理」、「評価による課題発見」、「市民への情報提供と市民参加」に継続的に取り組むことにより、施設の最適化に向けた強固な基盤を築きます。

2-4-1 情報の一元化

各施設の利用状況、管理運営コストといった基礎データの継続的な蓄積を図るほか、今後施設を活用して対応すべき行政課題などを一元的に収集、管理する仕組みを構築することにより、市民ニーズの変化を的確に把握し、課題の発見と解決につなげます。

2-4-2 公共施設評価の定期的な実施

各施設の現在及び今後の課題を洗い出し、施設機能の最適化、施設の適切な保全等につなげるため、一元管理された基礎データ（利用状況、管理運営コスト、建設後経過年数等）等の客観的事実のほか、政策的位置付け、将来見込などの多面的な視点から、各施設の課題を明確化し、ハード・ソフトの両面から、今後のあり方を検討する「公共施設評価」を、今後も定期的の実施します。

2-4-3 市民への情報提供と市民参加

公共施設の現状と課題を市民と共有し、市民との協働により、施設機能の最適化を推進するため、各施設の現状を「施設カルテ」にまとめて公表するほか、各施設の基礎データと今後の課題をとりまとめた「公共施設白書」を、今後も定期的に作成、公表するものとします。

また、実際に各施設のあり方の見直しを検討する際には、パブリックコメントや説明会、アンケート、ワークショップ等の実施を通じて、普段から施設を利用する市民や団体だけでなく、幅広い市民の声を聞きながら進めるよう努めます。

2-5 事業化に向けたプロセス

- 各施設所管部署が主体的な取組を推進するとともに、全庁的な連携体制のもと、案件形成と事業化を推進します。
- 事業計画は個別施設計画として公表し、市民と情報を共有しながら段階的な具体化に取り組み、事業実施につなげます。

2-5-1 全庁的検討による案件形成

個別の施設の見直しについて具体的な検討は、施設所管部課が主体的に行うことが基本となりますが、公共施設に係る各種情報を一元管理する総括担当部署（令和2年度は企画財政部財産活用課）と連携することにより、施設類型を横断した視点から、最適な案件形成に取り組むものとします。

複数の部課が検討に参画すべき案件については、政策推進会議（プロジェクトチーム等）を効果的に活用し、庁内横断的な体制で検討を進めるほか、見直しに伴って生じる施設跡地や余裕スペースの活用については、市有財産等活用検討会議において、最適な利活用を検討するものとします。

2-5-2 最適化実行計画の策定

個々の案件は、総合計画実施計画、予算編成等の過程において適宜政策判断を行い、公共建築物に係る個別施設計画である「最適化実行計画」にとりまとめて公表し、市民と共有します。

最適化実行計画に示す取組のロードマップは毎年度更新し、案件の段階的な具体化を図ります。また、同じく個別施設計画を構成する「中長期保全計画」と整合を図り、施設機能の最適化に合わせて改修を実施するなど、効率的で合理的な事業の推進を図ります。

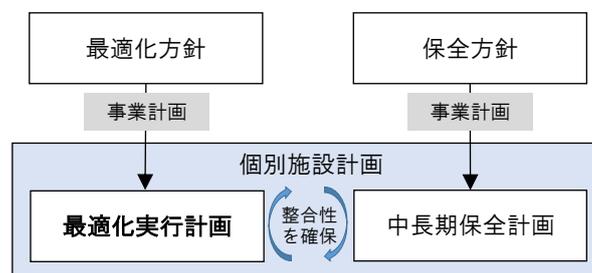


図 2-6 最適化実行計画と中期保全計画の位置付け

第3章 施設機能類型ごとの今後の方向性

平成30年度に実施した公共施設評価を踏まえ、第2章に示す推進方針に基づく施設機能類型ごとの今後の方向性を整理します。なお、本章に記載の内容は、あくまで現時点の方向性であり、実際の個別の取組内容は、個々の施設の状況や社会情勢の変化等を踏まえた検討により、記載の内容と異なる場合があります。

3-1 公共施設評価（平成30年度実施）

3-1-1 概要

(1) 目的

公共施設白書等を基礎資料として活用し、各施設所管課において、ハード（建物）・ソフト（機能）両面から、各施設及び施設類型の今後40年間の方向性を検討し、公共施設保全方針及び公共施設最適化方針並びに個別施設計画の策定につなげることにより、既存施設の有効活用と全体最適化の実現を図ること。

(2) 対象

公共施設白書の対象となる施設類型（24類型）及び施設（262施設）

(3) 流れ

- ①所管課による一次評価（平成30年11月26日～平成31年1月18日）
- ②財産活用課ヒアリング（平成31年2月6日～22日）
- ③所管課による総合評価（平成31年2月25日～3月27日）

3-1-2 評価項目

主な評価項目は下表のとおり

表3-1 公共施設評価における主な評価項目

主な評価項目（ハード）	主な評価項目（ソフト）	
<ul style="list-style-type: none"> ■バリアフリー面の課題の有無 ■建物本体の課題の有無 ■建物設備面の課題の有無 ■敷地・周辺環境面の課題の有無 ■立地面の課題の有無 ■ハード面の今後の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> ■利用面での課題の有無 ■利用対象者の範囲 ■提供サービスの妥当性 ■近隣での同種サービス ■余裕スペースの有無 	<ul style="list-style-type: none"> ■コスト面での課題の有無 ■設置目的の希薄化 ■将来利用者の見込 ■民間等との役割分担 ■ソフト面の今後の方向性

3-1-3 評価結果の取扱い

総合評価結果を踏まえ、施設機能類型ごとの今後の方向性を3-4に記載します。

3-2 施設機能類型及び施設一覧

表 3-2 施設機能類型及び施設一覧

No	施設名	複合区分	運営形態	延床面積 [m ²]	No	施設名	複合区分	運営形態	延床面積 [m ²]
庁舎 (3-4-1 20ページ)					43	西河原公園屋内運動場	単独	直営	1,014
1	市役所	単独	直営	30,206	44	中条市民プール	複合	指定管理	452
2	合同庁舎(共用・庁舎部分)	複合	直営	1,954	45	五十鈴市民プール	単独	指定管理	4,658
3	上中条分室(共用・庁舎部分)	複合	直営	1,364	46	西河原市民プール	単独	指定管理	10,491
出張所 (3-4-2 21ページ)					47	春日丘運動広場	単独	直営	314
4	北辰出張所	複合	直営	151	48	東雲運動広場	単独	直営	2,039
コミュニティセンター (3-4-3 22ページ)					49	忍頂寺スポーツ公園	単独	指定管理	3,580
5	葦原コミュニティセンター	複合	指定管理	703	高齢者支援施設 (3-4-10 29ページ)				
6	中津コミュニティセンター	単独	指定管理	750	50	福井多世代交流センター	単独	指定管理	702
7	庄栄コミュニティセンター	複合	指定管理	749	51	西河原多世代交流センター	単独	指定管理	1,553
8	水尾コミュニティセンター	単独	指定管理	832	52	葦原多世代交流センター	複合	指定管理	1,693
9	郡コミュニティセンター	単独	指定管理	772	53	沢池多世代交流センター	複合	指定管理	1,696
10	西河原コミュニティセンター	単独	指定管理	820	54	南茨木多世代交流センター	複合	指定管理	1,845
11	穂積コミュニティセンター	単独	指定管理	594	55	高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき	単独	指定管理	845
12	畑田コミュニティセンター	単独	指定管理	814	56	シルバーワークプラザ	単独	その他	700
13	東コミュニティセンター	複合	指定管理	840	障害福祉施設 (3-4-11 30ページ)				
14	豊川コミュニティセンター	複合	指定管理	1,111	57	障害者就労支援センター かのの木園	単独	指定管理	1,162
15	彩都西コミュニティセンター	複合	指定管理	980	58	障害者生活支援センター ともしび園	単独	指定管理	1,992
16	三島コミュニティセンター	単独	指定管理	1,051	59	障害福祉センター ハートフル	単独	指定管理	4,256
17	大池コミュニティセンター	複合	指定管理	1,624	保健医療施設 (3-4-12 31ページ)				
18	春日コミュニティセンター	単独	指定管理	1,092	60	保健医療センター	単独	指定管理	5,104
19	東奈良コミュニティセンター	単独	指定管理	505	学童保育室 (3-4-13 32ページ)				
20	沢池コミュニティセンター	単独	指定管理	375	61	茨木学童保育室	複合	直営	194
21	山手台コミュニティセンター	複合	指定管理	526	62	春日学童保育室	単独	直営	461
22	玉櫛コミュニティセンター	単独	指定管理	1,329	63	春日丘学童保育室	複合	直営	158
文化会館 (3-4-4 23ページ)					64	三島学童保育室	複合	直営	194
23	福祉文化会館(ホール・会館部分)	複合	指定管理	5,921	65	玉櫛学童保育室	単独	直営	143
24	市民総合センター(ホール・会館部分)	複合	指定管理	8,843	66	安威学童保育室	単独	直営	68
人権施設 (3-4-5 24ページ)					67	玉島学童保育室	単独	直営	143
25	豊川いのち・愛・ゆめセンター	単独	直営	1,826	68	福井学童保育室	単独	直営	231
26	豊川いのち・愛・ゆめセンター分館	単独	直営	1,616	69	大池学童保育室	複合	直営	194
27	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	単独	直営	1,769	70	豊川学童保育室	複合	直営	65
28	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館	単独	直営	615	71	中津学童保育室	複合	直営	130
29	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	単独	直営	1,329	72	東学童保育室	複合	直営	130
30	総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館	単独	直営	625	73	水尾学童保育室	単独	直営	145
31	男女共生センターローズWAM	単独	直営	3,619	74	郡山学童保育室	複合	直営	130
生涯学習・市民活動施設 (3-4-6 25ページ)					75	太田学童保育室	複合	直営	130
32	生涯学習センターきらめき	単独	直営	11,197	76	天王学童保育室	単独	直営	275
33	プラネタリウム	複合	直営	157	77	葦原学童保育室	複合	直営	194
34	市民活動センター	複合	指定管理	212	78	郡学童保育室	単独	直営	105
文学・芸術施設 (3-4-7 26ページ)					79	庄栄学童保育室	複合	直営	130
35	市立ギャラリー	単独	直営	145	80	沢池学童保育室	複合	直営	195
36	川端康成文学館	複合	直営	409	81	畑田学童保育室	単独	直営	158
37	富士正晴記念館	複合	直営	220	82	山手台学童保育室	複合	直営	130
消費生活センター (3-4-8 27ページ)					83	耳原学童保育室	複合	直営	194
38	消費生活センター	複合	直営	227	84	穂積学童保育室	複合	直営	194
スポーツ施設 (3-4-9 28ページ)					85	白川学童保育室	複合	直営	130
39	市民体育館	複合	指定管理	5,823	86	東奈良学童保育室	単独	直営	130
40	福井市民体育館	単独	直営	2,043	87	西学童保育室	単独	直営	113
41	東市民体育館	複合	指定管理	4,843	88	西河原学童保育室	複合	直営	65
42	南市民体育館	単独	直営	5,209	89	彩都西学童保育室	単独	直営	184

No	施設名	複合区分	運営形態	延床面積 [㎡]	No	施設名	複合区分	運営形態	延床面積 [㎡]
90	中条学童保育室	単独	直営	437	134	茨木市JR総持寺駅前南自転車駐車場	単独	指定管理	9
保育施設 (3-4-14 33ページ)					135	南茨木放置自転車保管事務所	単独	直営	12
91	春日保育所	単独	直営	888	消防施設 (3-4-21 40ページ)				
92	中央保育所	単独	直営	550	136	消防本部・消防署	複合	直営	2,513
93	沢良宜保育所	単独	直営	724	137	水尾分署	単独	直営	597
94	総持寺保育所	単独	直営	566	138	下井分署	単独	直営	823
95	郡保育所	単独	直営	775	139	下穂積分署	単独	直営	798
96	待機児童保育室あゆみ	単独	直営	2,257	140	西河原分署	単独	直営	905
97	待機児童保育室みらい	単独	直営	465	141	北辰分署	単独	直営	480
98	小規模保育施設のぞみ	単独	直営	222	142	白川分署	単独	直営	480
子育て支援・母子保健施設 (3-4-15 34ページ)					143	山手台分署	単独	直営	786
99	子育て支援総合センター	複合	直営	956	144	茨木分団本部屯所	単独	直営	70
100	子育てすこやかセンター	単独	指定管理	284	145	春日分団本部屯所	単独	直営	68
101	こども健康センター	複合	指定管理	2,011	146	春日分団五日市部屯所	単独	直営	34
児童発達支援施設 (3-4-16 35ページ)					147	春日分団下穂積部屯所	単独	直営	31
102	児童発達支援センターあけぼの学園	単独	直営	1,011	148	三島分団本部屯所	単独	直営	75
103	児童発達支援事業所 すくすく親子教室	複合	直営	468	149	三島分団鮎川部屯所	複合	直営	59
環境・衛生施設 (3-4-17 36ページ)					150	玉櫛分団本部屯所	単独	直営	75
104	環境衛生センター	単独	直営	42,585	151	玉島分団本部屯所	単独	直営	65
105	斎場	単独	直営	3,439	152	玉島分団五十鈴部屯所	単独	直営	32
農林業施設 (3-4-18 37ページ)					153	安威分団本部屯所	単独	直営	45
106	銭原ふれあい農園	単独	直営	104	154	福井分団本部屯所	単独	直営	55
107	山手台ふれあい農園	単独	直営	93	155	清溪分団本部屯所	単独	直営	26
108	里山センター	単独	指定管理	1,543	156	清溪分団佐保部屯所	単独	直営	18
市営住宅 (3-4-19 38ページ)					157	石河分団本部屯所	単独	直営	75
109	道祖本住宅	単独	直営	16,959	158	石河分団安元部屯所	単独	直営	31
110	総持寺住宅	単独	直営	6,064	159	石河分団桑原部屯所	単独	直営	36
111	沢良宜住宅	単独	直営	4,275	160	石河分団生保部屯所	単独	直営	32
市営駐車場等 (3-4-20 39ページ)					161	見山分団本部屯所	単独	直営	68
112	JR駅前ビル駐車場	単独	指定管理	2,349	162	見山分団車作部屯所	単独	直営	24
113	阪急茨木西口駐車場	単独	指定管理	5,396	163	豊川分団本部屯所	複合	直営	87
114	総持寺自転車駐車場	単独	指定管理	2,766	164	豊川分団道祖本西部屯所	単独	直営	40
115	別院町自転車駐車場	単独	指定管理	2,157	165	三宅分団本部屯所	単独	直営	63
116	西駅前町自転車駐車場	単独	指定管理	1,791	166	清溪分団干提寺部屯所	単独	直営	21
117	南茨木駅前自転車駐車場	単独	指定管理	2,061	幼稚園 (3-4-22 41ページ)				
118	阪急茨木北口駐車場	単独	指定管理	449	167	認定こども園茨木幼稚園	単独	直営	899
119	モノレール宇野辺駅前自転車駐車場	単独	指定管理	333	168	認定こども園福井幼稚園	単独	直営	757
120	中央公園駐車場	単独	指定管理	9,604	169	認定こども園西幼稚園	単独	直営	1,061
121	JR茨木北駐車場	単独	指定管理	564	170	北辰幼稚園	単独	休園中	177
122	JR茨木西口自転車駐車場	単独	指定管理	216	171	北幼稚園	単独	直営	580
123	JR茨木南自転車駐車場	単独	指定管理	213	172	認定こども園太田幼稚園	単独	直営	827
124	総持寺駅前駐車場	単独	指定管理	516	173	認定こども園水尾幼稚園	単独	直営	1,017
125	JR茨木駅東口自転車駐車場	単独	指定管理	2,875	174	天王幼稚園	単独	直営	996
126	モノレール沢良宜駅前自転車駐車場	単独	指定管理	528	175	玉島幼稚園	単独	直営	819
127	春日自転車駐車場	単独	指定管理	1,270	176	沢池幼稚園	単独	直営	1,030
128	モノレール彩都西駅前自転車駐車場	単独	指定管理	389	177	東雲幼稚園	単独	直営	847
129	モノレール阪大病院前駅前自転車駐車場	単独	指定管理	184	178	郡幼稚園	単独	直営	600
130	JR駅前北自転車駐車場	単独	指定管理	109	179	庄栄幼稚園	単独	直営	649
131	松ヶ本町自転車駐車場	単独	指定管理	578	学校 (3-4-23 42ページ)				
132	双葉町駐車場	単独	指定管理	1,392	180	茨木小学校	複合	直営	7,557
133	南茨木駅北自転車駐車場	単独	指定管理	2,047	181	春日小学校	単独	直営	7,387

No	施設名	複合区分	運営形態	延床面積 [㎡]	No	施設名	複合区分	運営形態	延床面積 [㎡]
182	春日丘小学校	複合	直営	6,884	231	庄栄図書館	複合	直営	936
183	三島小学校	複合	直営	8,164	232	穂積図書館	単独	直営	1,317
184	中条小学校	複合	直営	7,753	233	図書館大池分室	複合	直営	75
185	玉櫛小学校	単独	直営	7,109	234	図書館豊川分室	複合	直営	83
186	安威小学校	単独	直営	5,010	235	図書館白川分室	複合	直営	90
187	玉島小学校	単独	直営	7,185	236	図書館天王分室	複合	直営	88
188	福井小学校	単独	直営	5,195	237	図書館玉島分室	複合	直営	88
189	清溪小学校	単独	直営	3,769	238	図書館山手台分室	複合	直営	81
190	忍頂寺小学校	単独	直営	3,672	239	図書館太田分室	複合	直営	87
191	大池小学校	複合	直営	6,770	240	図書館彩都西分室	複合	直営	95
192	豊川小学校	複合	直営	6,696	公民館 (3-4-26 45ページ)				
193	中津小学校	複合	直営	7,223	241	茨木公民館	単独	直営	882
194	東小学校	複合	直営	7,875	242	春日丘公民館	単独	直営	535
195	水尾小学校	単独	直営	7,596	243	中条公民館	単独	直営	782
196	郡山小学校	複合	直営	6,993	244	安威公民館	単独	直営	851
197	太田小学校	複合	直営	9,049	245	玉島公民館	複合	直営	1,032
198	天王小学校	単独	直営	9,245	246	福井公民館	単独	直営	432
199	葦原小学校	複合	直営	8,339	247	清溪公民館	単独	直営	372
200	郡小学校	単独	直営	6,422	248	見山公民館	単独	直営	392
201	庄栄小学校	複合	直営	6,556	249	石河公民館	単独	直営	398
202	沢池小学校	複合	直営	7,569	250	太田公民館	複合	直営	1,037
203	畑田小学校	単独	直営	6,117	251	太田公民館分室	単独	直営	498
204	山手台小学校	複合	直営	8,839	252	天王公民館	複合	直営	1,061
205	耳原小学校	複合	直営	9,457	253	郡山公民館	単独	直営	589
206	穂積小学校	複合	直営	6,836	254	耳原公民館	単独	直営	468
207	白川小学校	複合	直営	7,805	255	白川公民館	複合	直営	1,072
208	東奈良小学校	単独	直営	7,640	256	西公民館	単独	直営	438
209	西小学校	単独	直営	6,483	青少年健全育成施設 (3-4-27 46ページ)				
210	西河原小学校	複合	直営	6,622	257	上中条青少年センター	複合	直営	3,290
211	彩都西小学校	単独	直営	10,757	258	青少年野外活動センター	単独	直営	3,296
212	養精中学校	単独	直営	8,610	文化財施設 (3-4-28 47ページ)				
213	西中学校	単独	直営	9,923	259	文化財資料館	単独	直営	1,913
214	東中学校	単独	直営	8,380	260	クリンタン遺物史料館	単独	直営	109
215	豊川中学校	単独	直営	8,782	261	埋蔵文化財収蔵庫	単独	直営	2,868
216	南中学校	単独	直営	8,349					
217	三島中学校	単独	直営	9,056					
218	北中学校	単独	直営	7,967					
219	東雲中学校	単独	直営	9,192					
220	天王中学校	単独	直営	8,964					
221	西陵中学校	単独	直営	9,293					
222	平田中学校	単独	直営	7,599					
223	北陵中学校	単独	直営	7,551					
224	太田中学校	単独	直営	8,013					
225	彩都西中学校	単独	直営	9,502					
教育センター (3-4-24 43ページ)									
226	教育センター	複合	直営	1,039					
227	教育委員会分室	単独	直営	975					
図書館 (3-4-25 44ページ)									
228	中央図書館	複合	直営	7,449					
229	中条図書館	複合	直営	989					
230	水尾図書館	単独	直営	1,290					

3-3 「各類型の今後の方向性」の見方

3-3-1 庁舎

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には市の行政事務を行う庁舎が3か所あります。

【概要】

施設類型ごとに施設数や設置目的、施設機能の概要などを記載しています。

一の事務所機能を有しています。

めざす将来像

【めざす将来像】

今後40年間を見据え、施設運営を通じて市がめざす施設や社会の将来像などを記載しています。

今後の取組方針

■ノンストップサービス等の提供

- 窓口を訪れなくても24時間いつでも各種手続きを行えるノンストップサービスの実現に向け、国の動向や技術革新を踏まえ、申請・手続きの電子化を推進します。
- 市役所に訪れなければならない手続きについては、総合窓口の設置など、複数窓口

【今後の取組方針】

めざす将来像の実現に向け、今後10年程度以内を基本に、市が取組む内容を記載しています。

※策定時点での方向性を示すものであり、今後の社会情勢や検討結果により、実際の取組は記載の内容と異なる場合があります。

- 大規模災害に備え、予備電源等のエネルギー確保や浸水対策等により行政機能の継続性を確保するなど、防災拠点機能の一層の充実を図ります。

■施設配置・規模の適正化

- 合同庁舎は、市民会館跡地エリア活用に伴う施設機能の再配置に併せ、事務室面積の適正化や会議室の共用化を行い、空間利用の効率化を図ります。
- 市役所の建替の機会等を捉え、庁舎機能の集約化や周辺施設との複合化等を検討します。なお、建替の検討には一定の期間を要することから、躯体の劣化状況を踏まえ、適切な時期に適正な規模と配置等に係る検討を開始します。

3-4 各類型の今後の方向性

3-4-1 庁舎

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には市の行政事務を行う庁舎が3か所あります。 ● 市役所は、行政サービス窓口の中心的な機能及び市政全般にかかる事務所機能を有し、災害時には防災拠点としての役割を果たす施設です。 ● 合同庁舎は、消防本部、中条図書館等との複合施設であり、上層階の一部が庁舎となっています。上中条分室は、水道部庁舎との複合施設であり、地域の工事センターの事務所機能を有しています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 行政手続きに係る利便性が大幅に向上しています。 ● ICTの活用等による業務や空間活用の効率化が進み、職員は多様化・複雑化する行政課題への対応のため適切に配置され、余裕空間が有効活用されています。 ● 災害時の防災拠点としての機能が充実し、適切な施設規模で行政サービスが安定的に提供されています。

今後の取組方針

① ノンストップサービス等の提供

- 窓口を訪れなくても24時間いつでも各種手続きを行えるノンストップサービスの実現に向け、国の動向や技術革新を踏まえ、申請・手続の電子化を推進します。
- 市役所に訪れなければならない手続きについては、総合窓口の設置など、複数窓口での手続きの軽減や待ち時間の短縮を図ります。

② 業務の効率化

- 定型作業へのRPAの導入やAIの導入等、ICTの利活用を推進し、業務の効率化やペーパーレス化を推進します。また、テレワークを推進します。
- 窓口配置や業務の見直し、ペーパーレス化の推進等に併せて空間利用の見直しを行い、生まれた余裕空間を行政サービスの充実や歳入確保に活用します。

③ 防災拠点機能の充実

- 大規模災害に備え、予備電源等のエネルギー確保や浸水対策等により行政機能の継続性を確保するなど、防災拠点機能の一層の充実を図ります。

④ 施設配置・規模の適正化

- 合同庁舎は、市民会館跡地エリア活用に伴う施設機能の再配置に併せ、事務室面積の適正化や会議室の共用化を行い、空間利用の効率化を図ります。
- 市役所の建替の機会等を捉え、庁舎機能の集約化や周辺施設との複合化等を検討します。なお、建替の検討には一定の期間を要することから、躯体の劣化状況を踏まえ、適切な時期に適正な規模と配置等に係る検討を開始します。

3-4-2 出張所

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市唯一の出張所である北辰出張所は、清溪公民館との複合施設であり、本市の北部地域における行政サービスの拠点機能を有しています。 ● 住民票の写しの交付や印鑑登録申請などの市民課関係窓口業務、市・府民税証明等の税証明窓口業務を行っているほか、地域住民からの相談等の役割も担っています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市北部地域の市民生活を支える行政サービスが維持されています。 ● サービスの提供方法などの適正化による、サービス水準の維持・向上と業務の効率化が実現しています。



今後の取組方針

<p>①ノンストップサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出張所を訪れなくても24時間いつでも各種手続きを行えるノンストップサービスの実現に向け、国の動向や技術革新を踏まえ、申請・手続の電子化を推進します。 <p>②出張所のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、これまでも、出張所の果たす役割の変化に合わせて、出張所の統廃合を実施してきました。今後も、ICTの活用などを踏まえた、出張所のあり方を継続的に検討します。
--

3-4-3 コミュニティセンター

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には地域活動の場として、各地域（概ね小学校区）に公民館またはコミュニティセンターを設置しており、コミュニティセンターは市内に18か所あります。 ● すべてのコミュニティセンターにおいて指定管理者制度を導入しており、地域住民による管理運営がなされています。 ● 社会教育法に基づく施設である公民館について、地域の状況を見極めながら、より多様な活動が可能となるコミュニティセンターへの移行を進めています。 ● 一部のコミュニティセンターは、市の指定避難所に指定しており、災害の規模によっては避難に供する可能性のある施設です。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● すべての地域（概ね小学校区）に適正規模のコミュニティセンターが設置され、地域活動の拠点として多様な活動の場が提供されており、多くの地域住民が利用しています。 ● 災害発生時には避難所として機能しているとともに、平常時には適正な稼働率での利用が実現しています。

今後の取組方針

①地域の特色ある運営の促進

- 地域活動の場の提供という施設の性質を踏まえ、標準的なサービス水準を維持しながらも、各指定管理者の特色ある取組による、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた自律的・主体的な取組を支援します。

②利用の促進

- コミュニティセンターの貸室は概ね稼働率が高いものの、施設により差があることから、より多くの市民に利用していただくため、利用者の利便性等の向上に努めます。

③施設規模等の適正化の検討

- 地域の集会施設を含めた近隣の類似施設の配置状況や人口動態等を見極めつつ、地域の特性や実情、また、利用状況を踏まえ、貸室の用途の見直しや、必要な諸室の配置などを検討します。

④公民館のコミュニティセンター化の推進

- 今後も引き続き、地域の特性や実情を踏まえた公民館のコミュニティセンター化に取組み、公民館機能との併設による、施設の多機能化を推進します。

⑤地域による管理運営への支援

- 施設管理者の負担軽減や利用者の安全性、利便性の向上等を図るため、ICTの活用や、施設の適切な保全に係る情報等を提供し、地域住民による適切な施設の管理運営を支援します。

3-4-4 文化会館

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、文化会館として、福祉文化会館と市民総合センターがあり、いずれの施設においても指定管理者制度を導入し、文化振興財団が管理運営を行っています。 ● 多彩な文化芸術イベントの実施、次世代の文化芸術の担い手の育成、市民文化芸術団体との協働を推進する全市域的な拠点施設として、中心市街地において、ホールや会議室等を提供しています。 ● 令和5年度には、市民会館跡地エリアに、ホール機能を有する新たな複合施設が竣工予定となっており、耐震性能に課題のある福祉文化会館は、複合施設建設後に用途を廃止し、建物の除却が予定されています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術にふれる・発表する・楽しむための場として、年齢や国籍、障害の有無等に関わらず、より広範な市民に親しまれ、利用されています。 ● その立地や施設規模を活かし、全市域的な市民活動の拠点施設として、また、様々な人々が訪れ、交流する場としての役割を果たすことにより、中心市街地の活性化や、市民誰もが幸せやいきがい、豊かさを実感できる機会の提供に繋がっています。

今後の取組方針

①多様なニーズへの対応

- 文化会館のホール、会議室等の稼働率は概ね高い水準となっており、利用状況に大きな課題はありませんが、音楽練習用に使用できる部屋や小規模な会議室が少ないなどの課題があります。今後も、新たな複合施設における諸室配置等を踏まえ、継続的に多様な利用者のニーズへの対応、利用者利便性の向上に努めます。

②周辺施設との利用平準化

- 中心市街地には、文化会館を含め、貸室を有する施設が多く立地していますが、その稼働率は様々です。文化会館等への利用の集中を緩和し、地域全体で過不足なく市民ニーズに対応するため、施設類型を横断した貸室情報の提供や周辺施設の利便性向上により、利用の平準化を図ります。

③憩いと交流の場の提供

- 新たな複合施設には、図書館や子育て支援拠点機能等が複合化されるほか、多様な利用が可能なオープンスペースや芝生広場が整備される予定です。また、元市民会館や福祉文化会館の跡地は、都市公園としての再整備を予定しています。「育てる広場」のキーコンセプトのもと、文化芸術活動をはじめ、誰もが心地よく憩い、交流することのできる公共空間として、また、中心市街地の活性化につながるまちづくりの拠点として、豊かな市民生活を支える場と機会の提供に取組みます。

3-4-5 人権施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、人権施設として、いのち・愛・ゆめセンターが6か所（分館・別館含む）、男女共生センターが1か所あり、いずれも市が直接運営しています。 ● いのち・愛・ゆめセンターは、相談、地域交流、啓発、生涯学習事業等を実施し、要支援者の自立支援や地域活動支援、人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。 ● 男女共生センターは、男女共同参画社会実現のための拠点施設として、啓発や学習、交流、相談など、多様化するライフスタイルやニーズに沿った事業の展開と、要支援者の自立支援を行っています。 ● いのち・愛・ゆめセンターの分館・別館は平成30年度から、男女共生センターは令和元年度から、ユースプラザ事業の実施場所として、若年者の学習支援や居場所づくりに活用されています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 要支援者の相談対応や自立支援、市民啓発等、施設の設置目的実現のために重要な機能、市民サービスが維持・向上しています。 ● 施設内の諸室は、人権施策の推進をはじめ、様々な目的の事業や利用者に活用されており、貸室として適正な稼働率が維持されています。

▲

今後の取組方針

①相談機能の充実

- 人権施設に求められる中心的な機能として、相談支援機能の充実を図り、時代のニーズを捉えながら、要支援者に寄り添った支援や対応に努めます。

②利用促進と貸室の用途変更の検討

- いのち・愛・ゆめセンターについては、現状の貸室利用状況に課題があることから、施設の有効活用に向けた更なる利用促進に努めるとともに、相談支援機能の充実を図るうえでの環境整備をはじめ、地域の特性や実情、また利用状況を踏まえ、貸室の用途の見直しや、必要な諸室の配置などを検討します。さらに、国の補助制度や他自治体内の類似施設等の動向を踏まえながら、指定管理者制度の導入を必要に応じて検討します。

③設置目的に沿った機能の充実

- 男女共生センターについては、設置目的の実現に向けた全庁的な連携を推進するとともに、立地性や施設規模を活かし、他の機能との複合化等を検討するなど、中心市街地の活性化や豊かな市民生活を支える場としての活用を図ります。また、より効率的で効果的な管理運営に向け、民間活力の活用について、その効果や課題を十分検証した上で検討します。

3-4-6 生涯学習・市民活動施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、生涯学習拠点施設として生涯学習センターがあり、市が直接運営しています。同センターでは、各種講座や行事を開講、開催しているほか、会議室をはじめ、和室、陶芸室、スタジオやホールなどを提供しています。 ● プラネタリウムは、合同庁舎内にあり、市が直接運営しています。令和5年度には、市民会館跡地エリアの新たな複合施設への移転を予定しています。 ● 市民活動施設として、市民活動センターがあります。指定管理者制度を導入し、市民活動を支援するための活動場所や設備、情報などを提供しています。プラネタリウムと同様、市民総合センターから新たな複合施設への移転を予定しています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習センターでは、市民の生きがいづくりの拠点施設として、多様な学び、自己実現の機会が提供されており、市内全域から多くの市民に利用されています。 ● プラネタリウムは、市民が自然科学に触れ合う機会の提供だけでなく、本市の魅力の1つとして広く認知され、市外からも多くの人が訪れています。 ● 市民活動センターは、公益活動団体をはじめとする多様な主体と連携した協働のまちづくりを推進するため、中間支援機能が一層強化され、多様な主体が互いを補完しながら、まちづくりのための仕組みづくりに取り組んでいます。

▲

今後の取組方針
①コーディネート機能の強化

- 生涯学習センターについては、人生100年時代を見据え、本市の生涯学習の推進に係る新たな基本計画を策定し、より充実した生涯学習の場を提供するとともに、市全体の生涯学習に関係する事業の関係性や役割分担を整理するなど、生涯学習の推進に向けたコーディネート機能の強化に努めます。

②指定管理者制度の導入検討

- 全国的に生涯学習施設への指定管理者制度の導入事例が増加していることなどを踏まえ、本市の生涯学習施設においても、その効果や課題点を十分に検証したうえで、民間のノウハウを活用した、より効率的で効果的な施設の管理運営に向け、指定管理者制度の導入を検討します。

③プラネタリウムの魅力発信

- プラネタリウムについては、市民会館跡地エリアの新たな複合施設への移転に伴い、自然科学、自然学習を体験できる施設として市民利用に軸足を置きながらも、広域からの交流人口増加に資する施設として活用し、その魅力の発信に努めます。

④マッチング機能の強化

- 市民活動センターについては、新たな複合施設での多機能な相乗効果等を活かしつつ、多様な主体が出会い活動する場の提供や機会の創出に努め、協働のまちづくりを支援します。

3-4-7 文学・芸術施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、文学・芸術施設として、川端康成文学館と富士正晴記念館、市立ギャラリーがあり、いずれも市が直接運営しています。 ● 川端康成文学館は、ノーベル文学賞を受賞し、本市の名誉市民である川端康成氏の遺品や原稿、書簡などのゆかりの品を展示するとともに、様々なテーマ展示等を実施しています。 ● 中央図書館に併設された富士正晴記念館は、本市安威に住んでいた詩人・小説家の富士正晴氏の書簡や文学資料、自作絵画など、約8万点を収蔵、展示しています。 ● 市立ギャラリーは阪急茨木市駅のロサヴィア2階にあり、絵画、版画、彫刻、工芸、写真、書、デザイン等の展示について、市外在住者でも利用可能な施設です。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 川端康成文学館と富士正晴記念館では、所蔵している貴重な資料等が適切に保管、展示されており、市内在住者に限らず、市外からも多くの方が訪れています。 ● 市立ギャラリーは、より多様な主体が芸術にふれる場としてだけでなく、発表する場としての役割を果たし、自立的な運営が継続されています。



今後の取組方針

①魅力の向上による利用の促進

- 川端康成文学館と富士正晴記念館は、更なる利用促進や連携の強化に努め、「教育のまち茨木」としての本市の魅力の向上につなげるとともに、施設の魅力の市内外への発信に努め、より多くの人々に本市ゆかりの作家に親しみや愛着を感じてもらえる機会の提供に取り組めます。

②美術を通じた市民文化の振興

- 市立ギャラリーは、使用料収入による自立的な運営ができており、利用状況にも大きな課題はありません。今後も、交通至便な環境を活かし、より一層の多様な利用者、出展者が芸術にふれ、発表できるよう創意工夫に努めます。

③管理運営における官民連携手法の導入検討

- 文化・芸術施設は、いずれも現在、市が直接管理運営を行っていますが、民間のノウハウを活用した、より効率的で効果的な施設の管理運営に向け、指定管理者制度の導入を検討します。

3-4-8 消費生活センター

概 要

- 本市には、市民総合センターの1階に消費生活センターがあり、市が直接運営しています。消費生活センターでは、商品の購入やサービスを利用したときの契約内容、品質についてのトラブル等、消費生活に関する相談を受け付けているほか、生活に役立つ情報の提供など啓発事業も実施しています。

めざす将来像

- それぞれの時代に即した消費者相談、啓発事業が継続的に実施されています。
- 困りごとをもつ市民が気軽に訪れる環境が提供されており、幅広い相談内容への迅速かつ的確な対応が図られています。



今後の取組方針

①時代のニーズへの継続的な対応

- 少子高齢化の進展、インターネットの普及、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の発生などに伴い、近年、新たな消費者トラブルが生じています。今後も新たな課題への継続的な対応が求められることから、消費者相談、啓発事業など、時代のニーズに対応した消費者行政サービスの提供に取り組めます。

②市民相談機能の集約化の検討

- 消費生活センターは、市民会館跡地エリア活用に伴う施設機能の再配置により、市民相談機能の集約化を図るため、市民総合センターから市役所への移転を検討しています。相談者のプライバシーを確保し、気軽に訪れられる環境の整備に留意したうえで、消費生活センターの認知向上、庁内連携の一層の強化を図り、より幅広い相談への迅速かつ的確な対応を可能にする体制構築をめざし、検討を進めます。

3-4-9 スポーツ施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、スポーツ施設として、体育館が5か所、プールが3か所、忍頂寺スポーツ公園、倉庫、便所等の附属建物でない建物を有する運動広場が2か所あります。 ● 体育館は、体育室やトレーニング室等を有し、各種大会やスポーツ教室等が開催されています。市民体育館と東市民体育館では指定管理者制度を導入しています。 ● 西河原市民プールでは屋外にスライダーや流水プールがあります。中条市民プールは夏期のみ営業ですが、五十鈴市民プールと西河原市民プールでは、屋内に温水プールを有しており、年間を通じて利用可能となっています。3施設とも指定管理者制度を導入しています。 ● 運動広場としては、弓道場を有する春日丘運動広場と屋内庭球場を有する東雲運動広場があり、いずれも直営の施設となっています。 ● 忍頂寺スポーツ公園には、多目的グラウンドやテニスコートのほか、宿泊施設の竜王山荘があります。また、指定管理者制度を導入しています。

めざす将来像

<ul style="list-style-type: none"> ● 市民がそれぞれの興味、体力、技能等に応じて、生涯にわたって様々な形でスポーツに親しみ、健康で豊かな暮らしを送っています。
--

今後の取組方針

①身近にスポーツに親しむ環境づくり

- 健康志向の高まり等を背景に、体育館やプールの利用者は増加傾向にあり、今後も同様の傾向が続くと考えられます。スポーツジムをはじめとした民間施設との連携、役割分担のもと、市民が身近にスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

②諸課題への継続的な対応

- 市内最大のアリーナを有する市民体育館は駐車場が不足しています。また、五十鈴市民プールには駐車場がないことから、駐車場の確保について継続的に検討します。
- 本市のプールでは、老朽化による多額の修繕費や機器の更新費が発生しています。全国的にもプールに掛かる経費が課題になっており、本市も同様に、今後要する費用も含め、市民プールのあり方について検討します。
- 忍頂寺スポーツ公園は、利用の促進が課題となる竜王山荘について、進行中のダム周辺整備や既存の施設との関係も考え合わせながら、北部地域の魅力向上と活性化に資するよう、そのあり方を検討します。

3-4-10 高齢者支援施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、高齢者支援施設として、多世代交流センター等が5か所のほか、高齢者活動支援センター、シルバーワークプラザがあります。 ● 多世代交流センターは、高齢者の健康の増進や子ども世代との交流など、生きがいの充実や仲間の輪を広げる場です。高齢者活動支援センターは、趣味を通じた仲間づくりや、社会参加や社会貢献に意欲のある高齢者の支援を行っています。いずれも、旧老人福祉センターの機能見直しにより、平成27年4月から運営を開始した施設で、指定管理者制度を導入しています。 ● シルバーワークプラザでは、公益社団法人茨木市シルバー人材センターにより、健康で働く意欲を持った高齢者が、経験と技能を生かした活力ある地域社会づくりに参加するための支援などを行っています。 ● 市内に4か所あった市立デイサービスセンターは、民間における同種サービスの充足状況等を踏まえ、令和2年3月に廃止しました。生まれた空間を活用し、地域の保健福祉の拠点として、地区保健福祉センターの整備等を予定しています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における高齢者の居場所や生きがいがづくり、出番、世代間交流等の機会の充実により、高齢者が社会の支え手の一員として活躍し、地域の活性化が図られています。



今後の取組方針

①高齡化の進行への対応

- 多世代交流センター及び高齢者活動支援センターについては、主な利用者である高齢者の増加に伴い、今後も利用者の増加が見込まれるため、施設数及び施設規模は、当面は現状を維持することを基本とします。

②多世代の利用促進

- 高齢者以外も利用可能な施設として、平成27年度に設置された多世代交流センターは、新たな対象である子どもや子育て世代の利用促進に努める必要があります。今後も、地域の特性に応じた世代間交流事業の実施や、子ども、子育て世代が施設を利用しやすい環境づくりに継続的に取り組むことにより、多世代交流の更なる促進を図ります。

3-4-11 障害福祉施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、障害福祉施設が3か所あり、いずれも指定管理者制度を導入しています。 ● 障害福祉センターハートフルでは、障害者やその家族の様々なニーズに対応する施設として、日常生活上の支援や創作的活動の機会の提供、理学療法士による機能訓練、機械・介護入浴サービスなど、在宅障害者への支援を行っています。 ● 障害者就労支援センターかしの木園では、利用者が自立した生活を送れるよう、就労の機会の提供や生活の擬似空間での体験をもとに利用者の生活基盤を整え、就労意欲の向上を図るための自立訓練等を行っています。 ● 障害者生活支援センターともしび園では、身体能力、日常生活能力の維持、向上を目的に、日常生活上の支援や創作的活動の機会の提供、機能訓練などのほか、日中における障害者の見守り等を行っています。

めざす将来像

<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者との適切な役割分担のもと、障害者一人ひとりが地域で自立した生活を送るために、市が提供すべき障害福祉サービスが提供されており、障害のある人もない人も地域で共に支え合う「共に生きるまち茨木」が実現しています。

今後の取組方針

①市の役割の適正化

- 本市の施設で提供している障害福祉サービスの中には、民間事業者においても提供されているものがあります。事業開始当時の社会情勢の変化や市が果たすべき役割、民間における同種サービスの実施状況等を慎重に検討し、事業内容や規模の見直しや施設機能の一部または全部の民営化等を検討します。

②交流機会の創出

- 障害福祉センターハートフルには、複数の会議室等の貸室がありますが、現在、利用対象者を市内の障害者やその家族、関係団体等に制限して運営しています。障害のある人もない人も地域で共に支え合う「共に生きるまち茨木」の実現をめざし、障害のある人とない人が交流する機会の創出に向け、イベントの開催や空き室を活用した事業の実施、段階的な利用者範囲の拡大等を検討します。

③地域課題解決に向けた複合化等の検討

- 障害福祉センターハートフルは、その立地性や施設規模を活かし、期待される効果や課題点を十分に検証したうえで、地域課題の解決に向けた、他の機能との複合化等についても検討を行います。

3-4-12 保健医療施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、保健医療施設として、保健医療センターがあります。 ● 保健医療センターでは、指定管理者制度を導入し、成人向けの健診（若年健康診査、特定健診等）やがん検診、健康相談、健康づくり教室のほか、食育や高齢者の介護予防事業等を実施しています。 ● また、夜間・休日における内科及び休日（日曜日、祝日のみ）の歯科にかかる応急診断を行うため、附属急病診療所を設けています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健医療センターと地区保健福祉センター、学校や地域の関係機関が、適切な役割分担のもと効果的に連携し、市民の健康の保持・増進を支えています。 ● 市民が健康づくりや疾病予防に関する意識を高め、運動習慣や栄養バランスの良い食事など望ましい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健（検）診を受診することにより、市民の健康寿命が延伸しています。

今後の取組方針

①地区保健福祉センターとの効果的な連携

- 市内5か所に、地域の保健福祉の拠点となる「地区保健福祉センター」の整備を進めています。同センターには保健師等の専門職を配置し、地域の医療機関や福祉関係団体等と連携しながら、保健医療センターと地区保健福祉センターが適切な役割分担のもと効果的な連携を図り、市民の健康づくりの推進に取り組みます。

②施設規模等の見直しの検討

- 地区保健福祉センターの整備に伴い、保健医療センター内に配置されている職員の配置変更や、提供サービスの変更が見込まれます。中長期的な視点から、今後の保健医療センターに必要な施設規模や事業内容を検討し、必要に応じて、新たなニーズに対応した施設機能の追加や他施設からの機能移転など、社会・経済情勢の変化に対応した多機能化等を検討するなど、空間利用の適正化を図ります。

③幅広い市民の健康づくりの促進

- 保健医療センターや地区保健福祉センターを利用するだけでなく、幅広い市民の健康づくりに向けた取組を促進するため、データの利活用や積極的な情報発信のほか、家庭や学校、地域の様々な関係機関等と連携し、市民が健康づくりに取組み、継続するための取組を推進します。

3-4-13 学童保育室

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、公設の学童保育室が30か所、忍頂寺小学校と清溪小学校を除く全ての小学校で開設しており、いずれも市が直接運営しています。 ● 学童保育室は、児童の健全な育成を図ることを目的に、保護者が就労等により家庭に不在の、主に小学1年生から3年生までの児童を対象に、放課後や長期休業中の保育を行っています。 ● 30か所のうち15か所では、小学校の校舎棟の余裕教室等のみを活用しており、10か所は学校の敷地内、1か所は学校の隣接地にそれぞれ独立して建てられた専用建物のみを利用、4か所は余裕教室等と専用建物の両方を利用しています。 ● このほか、市内には、放課後児童健全育成事業を行う民間の学童保育室が9か所あります。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や地域、民間事業者との連携により、放課後や長期休業中に児童が安全・安心に過ごすことができる居場所が整っています。



今後の取組方針

①創意工夫による需要増への対応

- 女性の就業率の向上に伴い、今後も当面は、利用の増加が続くことが予想されますが、現状で利用者が定員に達している施設もあり、現在の建物や教室で利用者の増加に対応するには限界があります。余裕教室のさらなる活用や、放課後や長期休業中のみの教室の借用、学校敷地外の施設の活用など、学校等と連携した対応を図り、創意工夫による、定員の拡大や集団規模の適正化に取り組めます。

②全学年を対象とした居場所づくりの推進

- 現在は主に小学校1～3年生を対象としていますが、児童福祉法の改正により、小学校に就学している児童に拡充されています。本市では放課後子ども教室が全学年を対象としていますが、学童保育室においても、放課後子ども教室との連携を一層強化するとともに、より必要性の高い長期休暇期間中の受入拡大などに取り組めます。

③民間学童保育施設との連携

- 民間の学童保育室への支援や連携強化等を行うことにより、官民全体で地域の学童保育需要への対応を図るとともに、民間事業者のノウハウを活用した、児童の健全育成に資する特色ある居場所づくりを促進します。

3-4-14 保育施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、保育施設として、保育所が5か所、待機児童保育室が2か所、小規模保育施設が1か所あり、いずれも市が直接運営しています。 ● 待機児童保育室は、保育所への入所を待機している児童の一時的な保育施設です。 ● また、市内には、私立保育所、認定こども園等が約70か所あります。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 市と民間事業者が連携して保育施設の整備等を行うことにより、地域の保育需要に適切に対応し、待機児童ゼロを維持するとともに定員弾力化の解消ときょうだい入所の課題解消に向けて整備を進めていきます。 ● 保育所や幼稚園、認定こども園等がその専門性を生かしながら、地域に開かれた施設として、子どもたち一人ひとりが心身ともに健全に成長できる、質の高い就学前教育と保育を提供しています。

▲

今後の取組方針
①待機児童数ゼロの継続

- 女性の就業率の向上や保育の無償化等を背景に、保育施設に対するニーズは一層高まっています。今後も当面は、利用の増加が続くことが予想されることから、今後も市民意識の変化や潜在的なニーズ、将来の児童数の変化等を総合的に考慮した待機児童対策の推進により、待機児童数ゼロの継続に向けた取組を推進します。

②官民連携による保育サービスの質の向上

- これまでも市立保育所の段階的な民営化や私立保育所の建替補助等により、民間活力を活用した、より効果的・効率的な保育行政を展開し、市民サービスの向上を図ってきました。今後も、私立保育所等をはじめ、幼稚園や認定こども園等との連携強化を進め、公立私立で質の高い保育サービスの充実に努めます。
- 小規模保育施設のぞみは、市内の小規模保育事業において唯一の公立施設であることから、民間事業者と連携しながら、小規模保育施設全体の保育サービスの質の向上につなげます。

③施設のあり方の検討

- 保育所は建設から40年以上を経過している施設が多く、建物の老朽化が課題となっています。大規模改修等により長寿命化を図るとともに、施設の特性を踏まえ、必要に応じて建替を含めた検討を行います。
- 待機児童保育室は、待機児童の解消に伴い、将来的には不要となることが期待される施設ですが、当面は維持が必要となる見込みです。待機児童の状況や将来見込を踏まえ、適切な時期に、施設の統廃合を含めた見直しの検討を進めます。また、待機児童保育室あゆみについては、市民会館跡地エリア活用に伴う再配置において、立地見直しによる利用者利便性の向上を図るため、こども健康センター（春日三丁目）への移転を検討します。

3-4-15 子育て支援・母子保健施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、子育て支援施設として子育て支援総合センターと子育てすこやかセンターが、母子保健施設としてこども健康センターがあります。 ● 合同庁舎内にある子育て支援総合センターは、市が直接運営し、乳幼児とその保護者が自由に集えるつどいの広場のほか、子育てに関する情報提供や相談、一時預かりを実施しています。また、児童虐待対応などの専門的な支援も行っています。 ● 子育てすこやかセンターでは、指定管理者制度を導入し、児童虐待対応など一部の事業を除き、子育て支援総合センターと同様の事業を行っています。 ● こども健康センターでは、指定管理者制度を導入し、母子健康手帳の交付のほか、乳幼児の健診や相談等の母子保健事業や予防接種事業を実施しています。 ● 平成29年度から、子育て支援総合センターとこども健康センターが連携し、両施設で、安心して子育てができるよう妊娠期からの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを開設しています。また、両施設は、令和5年度に竣工予定の市民会館跡地エリアの新たな複合施設への移転を予定しています。

めざす将来像

- 新たな子育て支援拠点を中心に、妊娠・出産・子育ての切れ目のないサポートや必要な子育て支援サービスが、関係機関との効果的な連携により提供され、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。

今後の取組方針

①子育てに対する切れ目のない支援

- 新たな複合施設に母子保健機能と子育て支援機能を兼ね備えた拠点整備を行い、子育て支援に関するワンストップサービスの提供を充実するとともに、関係機関と密に連携を図り子育て支援サービスの充実を進め、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

②地域における子育て環境の充実

- 子育てすこやかセンターのほか、市内各所の私立認定こども園等に併設する地域子育て支援センター、つどいの広場、保育所、幼稚園等が連携し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

③児童虐待対応の充実

- 児童虐待が深刻な社会問題となる中、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、関係機関が連携するネットワークを強化するとともに、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止する子ども家庭総合支援拠点の充実を図ります。

3-4-16 児童発達支援施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、乳幼児や児童の発達を支援し、また、相談や助言等を行う児童発達支援施設として、児童発達支援センターあけぼの学園、児童発達支援事業所すくすく親子教室があり、いずれも市が直接運営しています。 ● あけぼの学園は、就学前児童を対象とした、毎日の通園における集団生活を通じての児童発達支援事業を行っています。また、障害のある児童を対象とした保育所等訪問支援、相談支援、各種講座などの保護者支援等も実施しています。 ● すくすく親子教室は、0歳から就学前までの親子を対象とした施設で、早期療育を必要とする乳幼児が集団生活に適応できるよう、いろいろな遊びを通し、個々に適切な療育支援・相談を行っています。従来のすくすく教室（こども健康センター内）とばら親子教室（障害福祉センターハートフル内）を、こども健康センターに集約化し、平成30年から新たに運営を開始しました。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的な支援が必要な子どもや親子が、個々の状況に応じた適切な療育支援や相談対応が受けられるなど、すべての子どもが健やかに育つための環境が整っています。



今後の取組方針

①増加するニーズへの対応

- 発達障害に関する社会の認知度の向上等を背景に、児童発達支援施設の利用希望は増加傾向にあり、また、利用者のニーズは多様化・複雑化しています。今後、年少人口の減少が見込まれることなども考慮しつつ、利用者のニーズに十分に対応できるよう、適切な施設規模や体制、事業内容について、継続的に検討し、適切で柔軟な対応を図ります。

②民間との役割分担と連携

- すくすく親子教室と同様のサービスを実施している民間の児童発達支援事業所は市内に約26か所存在します。今後も、民間事業所との適切な役割分担と連携のもと、公立としての役割を果たします。

3-4-17 環境・衛生施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、環境・衛生施設として環境衛生センターと斎場があり、いずれも市が直接運営しています。 ● 環境衛生センターは、昭和 55 年に、全国初の高温熔融処理方式のごみ処理施設として建設され、ダイオキシン類等の公害防止対策に効果を発揮しています。 ● 環境衛生センターには、第 1 工場に 1 基、第 2 工場に 2 基の熔融炉が配置されています。現在稼働中の炉は、第 1 工場が平成 11 年から、第 2 工場が平成 8 年から使用しており、共に更新時期が近づいていることから、令和 22 年度までの長寿命化・延命化を図るため、令和 2 年度から、基幹的設備改良工事を実施しています。 ● 斎場には、4 つの告別式場と火葬場があり、昭和 28 年から、簡素・低廉を旨とする市営葬儀を行っています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境衛生センターでは、中長期的な視点から過不足のない適切な処理能力において、効率的で効果的な管理運営が行われており、快適な市民生活を支えています。 ● 斎場では、簡素・低廉な市営葬儀が執り行われるとともに、市と民間事業者がそれぞれの役割を果たし、時代の変化に対応したサービスを提供しています。

▲

今後の取組方針

①ごみ処理能力の適正化

- 環境衛生センターは、令和 5 年度から、摂津市との廃棄物広域処理を予定していることなどから、当面は現状の処理能力を維持する必要がありますが、次回の炉の更新の際には、将来の人口減少や廃棄物減量を見据え、適正な処理能力へのダウンサイジングを図り、ライフサイクルコストの削減と環境負荷の低減を図ります。

②火葬炉の更新等の検討

- 高齢化のさらなる進行に伴い、斎場の火葬場の利用件数は、今後も増加することが見込まれます。稼働から 30 年を経過し、老朽化している現在の火葬炉について、規模の適正化を含めた更新等の検討に着手します。

③市が果たすべき役割の継続的な検討

- 市内では、民間の火葬場はありませんが、告別式場は民間施設が存在します。市営葬儀は簡素・低廉でのサービス提供を目的としており、民間事業者のサービスとは目的が異なりますが、時代の変化を捉え、中長期的な視点から、市の果たすべき役割や告別式場のあり方について、今後も継続的に検討します。

④管理運営における官民連携手法の導入検討

- 環境衛生センター、斎場ともに市が直接管理運営を行っていますが、炉の更新の時期等の適切な機会を捉え、指定管理者制度等、民間事業者が主体となった管理運営手法の導入について検討します。

3-4-18 農林業施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、農林業施設として、5か所のふれあい農園と里山センターが1か所あります。 ● ふれあい農園では、市内在住者を対象に25～50㎡の区画の市民農園を3年間契約で貸出しており、市が直接運営しています。 ● 里山センターは、市民参加による自主的な里山保全活動を行うための活動拠点であり、指定管理者制度を導入しています。廃校となった府立春日丘高校泉原分校を再利用して整備された施設です。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあい農園では、利用者が自然に触れ、農作物を育てる喜びを体験することに加え、利用者がふれあい農園で身につけた技術を活かし、新規就農者として活躍するなど、本市の農業の振興に貢献しています。 ● 里山センターは、里山保全活動に係る市民活動の拠点施設として、多くの市民のいきがづくりや活躍の場として機能しており、美しい里地・里山が保全されています。 ● 農林業施設を通じた遊休農地の活用や里山保全活動の活性化により、市街地からすぐ近くに美しい里地・里山、棚田などの身近な自然が広がる本市の北部地域の魅力が広く認知され、市内外から多くの人を訪れています。



今後の取組方針

①ふれあい農園の効果的な運営

- ふれあい農園は、現状は市が直接、最小限の経費で運営していますが、今後、空き区画を利用しての利用者への農の魅力発信や、利用者の技術向上等に資する事業の実施など、施設の設置目的を効果的に達成するための新たな事業の実施を検討します。また、民間のノウハウを施設運営に活用するため、指定管理者制度の導入についても検討します。

②里山センターのあり方の検討

- 里山センターは、建設から50年以上が経過しており、建物躯体の老朽化が進行しています。建替や大規模改修の検討にあたっては、隣接する北辰中学校跡地を含めた、本市の北部地域全体を捉えた面的な視点からそのあり方を検討し、機能移転や他の施設との複合化を含めた検討を行います。

3-4-19 市営住宅

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、市営住宅が3団地あり、合わせて371戸を管理しています。(公営住宅203戸、改良住宅168戸) ● 市営住宅は、住宅に困窮する世帯に対する住宅セーフティネットとしての役割を担っており、いずれも市が直接管理しています。 ● このほか、市内には、府営住宅や公社賃貸住宅や都市再生機構（UR賃貸住宅）などの公的賃貸住宅があります。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の良好で多様な住宅ストックの一つとして、他の公的賃貸住宅等との連携のもと、市営住宅が将来にわたってセーフティ・ネットとしての役割を果たし、適切な規模で、住宅確保要配慮者に安全で安心な住まいを提供しています。



今後の取組方針

①市営住宅のあり方の検討

- 近年の市営住宅の空き住戸に対する平均応募倍率は2倍を超えていますが、管理戸数の多い道祖本住宅は応募倍率が1倍に満たないこともあるなど、住宅により応募状況は様々です。また、今後、人口減少や少子高齢化の進行により、高齢単独世帯や民間の空き家の増加が想定されることなどを考慮し、市営住宅の建替や改修の検討の機会等を捉え、他の公的賃貸住宅との連携や民間住宅の活用など、市営住宅のあり方や適正な施設規模を検討します。

②安心して暮らせる住宅に向けた取組

- いずれの住宅も建築後40年以上を経過しており、更なる長寿命化を図るため適切な保全に努めています。今後も、適切な保全に努めるとともに、バリアフリー面の課題対応として、高齢者世帯等を低層階に住み替えるなどの支援を行い、入居者が安心して暮らせる住宅をめざした取組を継続的に推進します。

3-4-20 市営駐車場等

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、道路交通の円滑化と市民の利便性向上を目的として、鉄道駅周辺に市営駐車場が 28 か所、放置自転車保管事務所が 1 か所あります。 ● 市営駐車場については、一括して利用料金制による指定管理者制度を導入しており、民間のノウハウを活かした施設運営に取り組んでいます。 ● J R 茨木駅及び阪急茨木市駅の駅前に立地する一部の市営駐車場は、両駅前周辺整備の予定エリア内に立地しており、整備と連携した施設の再編に取り組んでいます。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の鉄道駅周辺において、交通の状況や地域の特性に応じ、鉄道事業者等と協力し、適切な収容台数の駐車場及び自転車駐車が整備されています。 ● J R 茨木駅、阪急茨木市駅の両駅周辺については、駅周辺の総合的な整備により自動車等の交通渋滞が緩和され、また、安全で快適な歩行者環境が整備されており、歩いて楽しい魅力的な中心市街地が実現しています。

▲

今後の取組方針
①時代のニーズへの継続的な対応

- これまでの市営駐車場の整備の成果もあり、路上駐車や路上駐輪は減少傾向にありますが、一部の自転車駐車場については収容台数の不足や車体の大型化への対応等の課題があることから、生活様式の変化や地域のニーズに対応した施設整備に、今後も継続的に取り組めます。

②市の役割の明確化とあり方の検討

- 市営駐車場は、税負担のない独立採算の施設運営に加え、指定管理者から一定の納付金を受けています。市による施設運営は、市民サービスの安定的な提供にも資するものですが、民間でも同様のサービスが提供されていることなどを踏まえ、市が果たすべき役割を明確化するとともに、今後のあり方を検討します。

③駅前周辺整備における交通対策

- J R 茨木駅、阪急茨木市駅の両駅周辺において、安全で快適な歩行者環境の整備に向け、駅周辺整備の機会を捉え、面的な視点からの市営駐車場の配置見直しや施設規模の適正化等により、駅周辺における交通環境の改善を図ります。

④交通マナーの啓発

- 南茨木放置自転車保管事務所に移動した自転車等の台数は、これまでの放置自転車対策への積極的な取組等により大きく減少していますが、今後も、自転車等の適正な利用や交通マナーに関する啓発に取り組む、放置自転車の削減を図ります。

3-4-2 1 消防施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市が管理している消防施設として、消防本部・消防署が1か所、消防分署が7か所、消防団屯所が23か所あります。消防本部・消防署は合同庁舎内に設置された複合施設であり、市消防団の本部機能も有しています。 ● 消防施設は、火災、救急、防災活動など市民の安全・安心を支える拠点となる施設です。消防団屯所は車両の車庫と消防資機材などの保管庫としての機能を有しています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な災害に即応する消防体制と高齢化社会に対応した救急体制の充実強化が図られています。 ● ICTの活用等による消防防災の高度化や業務の効率化が進み、限られた人員、資機材等の消防力が効果的に配置され、安全・安心な市民生活を支えています。

今後の取組方針

①消防力の充実強化

- 近年、高齢化の進行による救急需要の増加をはじめ、発生する災害の複雑多様化、大規模化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。今後も、大規模災害等に対応する高度資機材の導入やICTの活用等により、消防力の充実強化に努めます。

②施設配置の最適化

- 火災の鎮圧、救急・救助等の消防活動においては、早期に対応するための消防施設の適切な配置が非常に重要となります。今後も、市域全体を効果的に守備できるよう、地域の実情や時代の変化に合わせて、継続的に消防施設の最適配置に取り組めます。

③空間利用の適正化

- 消防庁の推し進める「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」に基づいた、女性消防職員の増員に対応するための諸室の整備等、時代の変化や新たな行政課題に対応するため、消防業務のICT化や空間利用の効率化等に努め、既存施設の建物、敷地における空間利用の適正化に努めます。

3-4-22 幼稚園

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には市立幼稚園が13園あり、そのうちの5園は、平成29年度から、3歳児以上を対象とした保育所機能を兼ね備えた認定こども園として運営しています。また、北辰幼稚園は、平成21年度より休園しています。 ● 幼稚園は、就学前の子どもを対象に、心身の発達の助長や保育等を目的としており、遊びや生活を通して、自発的な活動や友達とのかかわりを十分に楽しみ、生きる力の基礎を育む施設です。 ● 市立幼稚園のほか、市内には私立幼稚園が13園あり、そのうち1園が令和2年度から認定こども園として運営しています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 市立と私立を合わせた市内の幼稚園全体で、就学前教育に係る市民ニーズに対応しています。 ● 保育所や幼稚園、認定こども園等がその専門性を生かしながら、地域に開かれた施設として、子どもたち一人ひとりが心身ともに健全に成長できる、質の高い就学前教育と保育を提供しています。



今後の取組方針

①市立幼稚園のあり方の検討

- 女性の就業率の向上に伴う保育ニーズの高まりにより、保育施設の利用者数が増加する一方で、幼稚園の園児数は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続くことが予想されます。こうした中、本市ではこれまでも市立幼稚園の認定こども園化や、定員の見直し等、必要な見直しを進めてきましたが、今後も、幼児教育に係る地域のニーズや公立としての役割等を十分考慮しながら、必要な見直しを行ってまいります。

3-4-23 学校

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には市立小学校が32校、市立中学校が14校あります。 ● 小中学校は、義務教育を支える教育機能に加え、大規模災害時における避難所機能やコミュニティの活動拠点としての機能を有しています。また、屋内運動場、運動場等は、学校活動で使用していない時間帯において、地域の社会教育関係団体等にも使用されています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校や教職員の創意工夫、地域の関係機関との連携等により、すべての児童・生徒の「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を進め、これからの社会を生き抜くための「生きる力」を育む学校教育が推進されています。 ● 児童・生徒にとって望ましい教育環境の実現をはじめ、登下校の距離や手段、安全性、災害時の避難対応、地域コミュニティの維持等、多面的かつ中長期的な視点から、課題のあるすべての地域で小・中学校の規模と配置の適正化に係る検討が行われ、検討結果に基づく適正化が図られています。

▲

今後の取組方針

①「生きる力」を育む教育の推進

- 「生きる力」の育成に向け、発達段階を考慮しつつ、関係機関との連携等により、就学前から中学校卒業まで一貫した指導を実施し、きめ細やかで質の高い教育をめざすとともに、よりよい学校環境の整備を図ります。

②全員給食による中学校給食の提供

- 安全・安心で健康に配慮した中学校給食の提供に向け、全員給食の実施に向けた検討を進めます。

③ハード面の課題への対応

- 建物の老朽化対策をはじめ、少人数学級の推進による教室不足への対応、エレベーターの設置、トイレ改修、体育館空調設置等による教育環境の改善等、ハード面に係る課題への対応に継続的に取り組めます。

④適正な学校規模に係る考え方の整理

- 今後、年少人口が減少を続けることに伴い、本市の児童・生徒の総数は減少していくことが見込まれます。児童・生徒数の減少による教育環境の変化のほか、安全・安心の確保、地域生活への影響等の総合的な観点から、本市の課題や適正な学校規模、検討の進め方等について、基本的な考え方を整理します。

⑤建物と敷地の有効活用

- 小・中学校は規模が大きく、地域生活の中核となる施設ですが、地域住民の年齢構成の変化や住宅開発の影響等により、児童・生徒数の増減の傾向は、地域により大きく異なります。余裕教室の状況や老朽化に伴う建替、改修の時期などを踏まえて、地域の他の施設機能との複合化など、建物と敷地の一層の有効活用を検討します。

3-4-24 教育センター

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、幼稚園、学校以外の教育施設として、教育センターと教育委員会分室があります。 ● 教育センターは、市民総合センター内にあり、教育の振興を図るため、教育に関する研究、研修を行っているほか、市民を対象に、各種教育相談を行っています。 ● 教育委員会分室は、市内在住の小・中学生及びその保護者に対し、教育に関する相談・支援を行っています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員への充実した研修の実施やICT活用の推進により、最新の技術や情報を活かした授業が行われています。また、業務の効率化により、教職員が児童・生徒に向き合う時間が増え、教育活動が充実しています。 ● 丁寧な相談活動による状況把握と分析の結果、学校と連携した適切な指導・支援が行われ、相談者の学校生活への不安が軽減されています。



今後の取組方針

①教職員の資質・能力向上

- 初任者、管理職等、それぞれの教職員の経験や役割に応じた研修を充実するほか、最新の教育情報の提供等により、継続的に教職員の資質・能力向上に努めます。

②学校教育におけるICT活用の推進

- 本市ではこれまでも学校教育へのICT活用に積極的に取り組んできました。今後もICTの利活用を一層推進し、最新技術を活用した、よりわかりやすく効果的な授業の実施、自主学習や校務の効率化、児童・生徒の情報活用能力の向上等を図ります。

③相談・支援の充実

- 市民会館跡地エリア活用に伴う施設機能の再配置として、教育委員会分室の市民総合センターへの機能移転、集約化による、教育センター機能の一元化を検討しています。発達障害に関する社会の認知度の向上等を背景に、小・中学生及びその保護者からの相談は増加傾向にあることから、発達相談や不登校・いじめ等の不安や悩みへの相談、支援の充実を図るため、支援体制の充実等に向けた検討を行います。

3-4-25 図書館

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、図書館が5か所と、公民館等に併設する図書館分室が8か所あり、いずれも市が直接運営しています。 ● 図書館は生涯学習の場として、市民の求める資料や情報を積極的に収集し、提供しているほか、市民からの相談に応えるレファレンスサービスにも積極的に取り組んでいます。また、移動図書館も運営しています。 ● 中央図書館は府内最大規模の蔵書を有し、穂積図書館は大型商業施設内に設置しています。 ● 中条図書館は現状、合同庁舎内にありますが、令和5年度に、市民会館跡地エリアの新たな複合施設への移転を予定しています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 充実した資料や情報を提供する「地域の情報拠点」として、また、憩いや交流の空間を提供する施設として、それぞれの図書館、分室が、立地や規模、地域性に応じた役割を果たすことにより、多くの市民に利用され、豊かな市民生活を支えています。 ● 時代に即した図書館サービスの展開や、学校や関係機関との連携により、幅広い市民が本を身近に感じ、読書に親しんでいます。



今後の取組方針

①利便性と魅力の向上

- 図書館、分室が連携し、ニーズに対応した資料や情報の収集、資料の探しやすさの向上、貸出・予約サービス、レファレンスサービス、情報発信の充実等を継続的に図ります。また、近隣市等との広域連携の効果的な推進を検討します。
- ICTを活用した電子書籍の導入拡大のほか、郵送サービス、資料の音訳・点訳、朗読会など、図書館の利用や来館が困難な方でも、気軽に本や物語を親しむことができるサービスの充実に努めます。

②読書活動の推進

- 学校やボランティア、関係機関との連携、様々な催しの実施等、市民が本と出会い、そのおもしろさに気付き、読書を楽しむきっかけづくりや環境整備を推進します。

③新たなニーズへの対応

- 公立図書館に求められる普遍的な役割、機能を根幹に据えながらも、市民や地域のニーズの変化を捉え、憩いや交流の空間の提供など、市民が幸せやいきがい、豊かさを実感できる場と機会の提供に繋がります。
- 新たな複合施設に移転する中条図書館では、併設する子育て支援拠点、広場等と効果的に連携し、誰もが心地よく集い交流し、本や日常を楽しむ場として多くの人に親しまれる、本市の新たな図書館像の具現化を図ります。

3-4-26 公民館

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、公民館が33館と公民館分室が1か所あります。そのうち、単独の建物を有する公民館は16か所で、中央公民館は生涯学習センターに、残りの17館はコミュニティセンターに併設されており、いずれも市が直接運営しています。 ● 公民館は、地域住民に最も身近な社会教育の拠点として、教育、学術及び文化に関する事業を行い、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興など、地域に根ざした活動を行っています。 ● より多くの市民が参加できる地域活動の拠点とするため、近年、公民館のコミュニティセンター化を推進しています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● すべての小学校区に公民館を併設したコミュニティセンターが設置され、社会教育の拠点施設として、多様な学習機会や地域課題に対応した情報が提供されており、多くの地域住民に利用されています。 ● 各公民館が、個人や団体による地域づくり活動を支援することで、地域の住民や各種団体のつながりが強まっています。



今後の取組方針

①学習機会の提供等の充実

- 公民館に求められる中心的な役割として、「地域の特性や時代のニーズに応じた、学習機会や情報の提供、地域住民の活動支援の充実を図り、住民が安心して豊かに暮らせる地域づくり」を推進します。

②公民館のコミュニティセンター化の推進

- 単独の建物を有する公民館について、今後も引き続き、地域の状況に留意しながら、コミュニティセンター化に取組み、より多くの地域住民による利用機会を創出します。

③利用の促進

- 稼働率に課題のある公民館は少なくないことから、利用者利便性の向上等により、一層の利用促進に努めます。

④施設規模の適正化等

- 地域のニーズに対応するため、近隣施設の配置状況や小学校区内の人口変動等を踏まえ、貸室の用途の見直しや、地域単位で他の種類の公共施設や地域施設を含めた適正な諸室の配置バランスを検討していきます。

3-4-27 青少年健全育成施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、青少年健全育成施設として、上中条青少年センターと青少年野外活動センターがあり、どちらも市が直接運営しています。 ● 上中条青少年センターは、青少年の育成を図るため、ホールや学習室、音楽視聴覚室等の貸室のほか、様々な主催事業を通じて体験学習の機会を提供しています。また、令和元年度からは、ユースプラザ事業の実施場所として、若年者の学習支援や居場所づくりに活用されています。 ● 青少年野外活動センターは、市北部の銭原に位置し、青少年が豊かな自然の中で協力・友愛・奉仕の心を育み、たくましい実践力を培うための野外活動施設です。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年や青少年健全育成団体の活動拠点として、体験活動の充実が図られており、青少年による活動が活性化しています。 ● 上中条青少年センターは、青少年をはじめ、様々な目的の利用者や活動に活用されており、適正な稼働率が維持されています。 ● 青少年野外活動センターは、北部地域の周辺施設との明確な役割分担のもと、利用者の安全・安心を確保しつつ、効率的で効果的な運営が図られています。

今後の取組方針

①利用促進と多機能化の検討

- 周辺の貸室を有する施設と比較して、上中条青少年センターはやや低い稼働率で推移しています。利用者利便性の向上や、より広範な市民の利用機会の創出等により、一層の利用促進を図ります。
- 上中条青少年センターは、その立地性や施設規模を活かし、必要に応じて、新たなニーズに対応した施設機能の追加や他施設からの機能移転など、社会・経済情勢の変化に対応した多機能化を検討します。

②北部地域活性化と施設運営の効率化

- 青少年野外活動センターは、面的な視点から、民間施設を含めた市北部地域の他の施設との関係を整理し、北部地域の魅力向上と活性化に資するよう、一層の有効活用を図ります。

③指定管理者制度の導入検討

- 全国的に、青少年健全育成施設への指定管理者制度の導入事例が増加していることを踏まえ、民間のノウハウを活用した、より効率的で効果的な施設の管理運営に向け、指定管理者制度の導入の可能性について検討します。

3-4-28 文化財施設

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、文化財施設として、文化財資料館、キリシタン遺物史料館及び埋蔵文化財収蔵庫があり、いずれも市が直接運営しています。 ● 文化財資料館は、市民がまちの歴史や文化に親しみ、郷土愛を育てる場として、銅鐸の鋳型、土器、古文書、民俗資料などを展示しています。 ● キリシタン遺物史料館は、「隠れキリシタンの里」として有名な千提寺地区に立地しており、茨木のキリシタンの歴史や、発見された遺物を展示公開しています。 ● 埋蔵文化財収蔵庫は、市内の発掘調査における出土品を一元保管しており、統廃合により平成23年に閉校となった元北辰中学校の校舎等を利用しています。

めざす将来像
<ul style="list-style-type: none"> ● 貴重な文化財やキリシタン遺物が適切な環境で保管されるとともに、本市の豊かな歴史・文化を伝える魅力的な展示公開がなされ、多くの利用者が訪れています。 ● キリシタン遺物史料館は、北部地域の魅力を支える施設の一つとして周辺施設等との相乗効果を発揮し、交流人口・関係人口の増加により、北部地域が活性化しています。 ● 埋蔵文化財収蔵庫は、中長期的な視点から十分な容量が確保され、開発に伴い増加が続く出土品を適切に保管できています。

▲

今後の取組方針

①利用の促進

- 文化財資料館、キリシタン遺物史料館ともに、ここ数年利用者数が増加傾向にありますが、市内外への積極的なPRやニーズに対応した催しの企画、団体利用の促進など、創意工夫による一層の利用促進を図ります。

②施設のあり方の検討

- 文化財資料館には収蔵スペースが不足しており、キリシタン遺物史料館は史料の保管環境に課題があります。また、埋蔵文化財収蔵庫は、主に利用している校舎棟が築50年以上経過しており、収蔵量も限界に達しつつあります。いずれの施設も、近年、老朽化等による不具合が多く発生していることから、適切な時期に大規模改修や建替、移転等を検討し、併せて規模、機能の適正化を検討します。
- 文化財資料館は東奈良、キリシタン遺物史料館は千提寺という、現在の立地が持つ意義を踏まえたうえで、利用者利便性の向上や相乗効果による魅力向上を図るため、建替等の機会を捉えた文化財施設の機能集約の可能性について検討します。

③指定管理者制度の導入検討

- 文化財施設においては、調査研究の継続性を踏まえた業務範囲の設定など、留意すべき点は少なくありませんが、民間のノウハウを活用した、より効率的で効果的な施設の管理運営に向け、指定管理者制度の導入の可能性について検討します。



茨木市公共施設最適化方針

令和3年（2021年）3月

発行 茨木市 企画財政部 財産活用課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
電話:(072)622-8121（代表）

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/>